

能であるばかりでなく、多くは短命に終つてゐる実情でありまして、日本国有鉄道、日本専売及び日本電信電話の各公社においては、これらの実情に即する措置を講ずるため、公共企業体等共済組合法を、目下せつかく考究検討してゐるところであります。

ここに置きまして、不健康業務に従事する職員の在職年の取扱について、これに代るべき制度の決定を見るまで移行期間を更に一年延長し、もつて移行による空位を補うための措置をいたそうとするものであります。

以上甚だ簡単ではありますが、何とぞ提案の趣旨を了とせられ、御賛同あらんことを切望いたします。

○委員長(小酒井義男君) 本案につきましては質疑は次回に譲ることにいたして、本日は提案の理由をお聞きすることに止めておきたいと思ひますが御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小酒井義男君) それではさうにいたします。

○委員長(小酒井義男君) 次に運輸省設置法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。先ず提案理由の説明を求めます。

○政府委員(西村英一君) 只今提案になりました運輸省設置法の一部を改正する等の法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げます。

第一に、運輸省の附属機関につきまして、宮崎海員学校を廃止して口之津海員学校を設置しますと共に、新たに航空従事者を養成する機関として航空大学校を宮崎市に設置することとし、更に、水先審議会に從前の審議事項の

ほか、船舶職員法に定める事項その他海上における航行の安全に関する重要事項をも併せて審議させることとして、その名称を海上航行安全審議会と改めることといたしました。

第二に、只今国会に提案されております防衛庁設置法案におきまして、さきに、第十三回国会において成立を見ました海上公安局法を廃止することとしておりますので、同法の制定に関連して、第十三回国会において成立しました運輸省設置法の一部を改正する法律は、存続の意味を失ふこととなりま

すので、これを廃止することとしたのであります。

なお、右の措置に伴ひまして、水先法及び船舶職員法に所要の改正措置を講じました。

この法律案の施行期日につきましては、原則的には、本年四月一日を予定いたしておりますが、航空大学校は、七月一日開設を予定しておりますので、これに関する改正規定につきましては、本年七月一日からといたしております。

何とぞ慎重御審議の上、速かに可決せられるようお願いいたします。

○政府委員(山内公猷君) 只今政務次官から提案理由の御説明をいたしましたことにつきまして補足説明をいたします。

今回改正いたします点は先ず本省の附属機関につきまして、第一には宮崎海員学校を廃止いたしまして口之津海員学校を設置することでございます。宮崎海員学校は昭和二十年進駐軍にその施設の全部を接収されましたので、翌二十一年四月元果島商船学校の校舍を仮校舍として同所に移転いたし

まして、最後の卒業生を送り出すと同時に、翌二十二年四月に果島海員学校を併設いたしましたので、自後宮崎海員学校は生徒募集を中止して現在に至つたものであります。

このたび口之津海員学校の新設を機会にこれを廃止することといたしました。口之津海員学校を新設いたしました理由は、近年、九州地区におきまして、海員学校入学希望者が激増し、多数有為の青年が、船員になりたいという機会をむなしく逸してゐる実情に鑑みまして、たゞ、島原半島の南端に位置してあります口之津町は、従前から船員の出身地として名のある所であり、立地条件、教育環境も良好で、地元公共団体も海運の振興に多大の関心を寄せられておる土地柄でございます

ので、殊に海員学校の誘致については、多年の要望もありますので、昭和二十九年年度から設置することといたしました。

第二には、航空大学校を新設することとしたことでございますが、御承知のように、わが国の航空技術は、戦後六年余の空白期間を経まして、漸く再建の緒についたばかりであります

ので、日進月歩いたしますところの世界の航空技術の水準に比ばまして残念ながら著しく立ち遅れてゐる現状でございます。この事態を改善いたしますため

には、国がみずからの手によつて、航空従事者を養成いたしまして、民間航空の速かな振興を図る必要がありますので、このたび航空に関する専門の学科及び技能を教授し、航空従事者を養成する機関といたしまして、航空大学校を宮崎市に設置することといたしました。なぜ設置の場所を宮崎市に置

いたかと申しますと、同市に残存してあります旧軍施設を利用する便宜を得られますことと、又教育環境も適当と考えられるからでございます。

第三には、水先審議会を廃止いたしまして海上航行安全審議会を設けたこととでございます。従来、水先審議会が、船舶航行の安全を確保いたしましたため、水先制度の運用、及び改善に関する重要事項を調査審議し、これらの事項に關しまして運輸大臣に建議を行うことを目的としていたのであります

が、船舶航行の安全を確保致すためには、右のほか、船舶職員の資格、船舶の堪航性、船舶航行上の危険防止に関する事項等につきまして、専門的、技術的な見地から検討を加える必要があることとでございます。従ひまして、右の諸事項につきまして、有機的な関連の下に、統合的に検討することによつて船舶航行の安全を確保することとができるものと考えられますので、今回水先審議会を発展的に解消いたしまして海上航行安全審議会を設けることといたしました。

次に、第十三回国会において成立を見ました運輸省設置法の一部を改正する法律を廃止することにつきまして、同法と関連のあります海上公安局法が、このたび、防衛庁設置法の附則におきまして廃止する旨規定されておりますので、海上公安局法が廃止された際におきましては、この法律は全く存続の意味を失ふこととなりますので、これを廃止することといたしました。

なお、附則の關係でございますが、今回の改正は、原則的には四月一日から施行することとしておりますが、航空大学校は、七月一日に開設を予定しておりますので、この關係の改正規定は、七月一日から施行することとしております。

又、水先法及び船舶職員法の改正につきましては、本則において水先審議会を廃止して海上航行安全審議会を設けることとしましたために、必要な形式的整理を行つたのでございます。

以上がこの法律案の概要でございます。

○委員長(小酒井義男君) 運輸省設置法の一部を改正する等の法律案につきましては、この質疑も次回にいたすことにいたして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小酒井義男君) それでは次回に譲ります。

○委員長(小酒井義男君) 次に請願陳情を議題といたします。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め

○野本品吉君 議事進行について。この請願陳情を見ますと、いわゆる行政機構整備の掛声におびえてそのために出された請願陳情が相当あると思ひます。そういうことになりましたら、政府が行政機構の整備の對象にこれらのものがなつておるかおらないかということがはつきりしませんので、若しなつておらないものがこの中に相当ありとすれば、そういうことの話を聞くことは殆んど意義がないのじやないかと私は思ひます。従つて行政機構の整備については、これらにずつと関連のあります行政機構の整備に対する政府の大体

の考えを聞いて見ての上にしたらどうかと思ひますが、如何でしょうか。

○委員長(小酒井義男君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め。それではこれより速記をつけないうで、杉田専門員から説明を伺うことにいたします。速記をとめて下さい。

午後二時四十分速記中止

午後二時四十三分速記開始

○委員長(小酒井義男君) 速記をつけ下さい。

○矢嶋三義君 専門員のかたに伺いますが、この陳情のほう、これは葉書とか手紙とかそういうものを入れてあります。それとも体裁を整えて出されたいわゆる陳情書だけ集録したものでございませうか。

○専門員(杉田正三郎君) 私の承知している限りにおきましては、議長宛に出された正式のものだけであります。諸陳情全部正式の諸陳情の手続をふんだものでございまして、単に葉書であるとか略式のものが入つていないと承知しております。

○矢嶋三義君 この際専門員の立場から伺つておきたいのですが、それはあなたが答弁されたような状況であるとすれば、諸陳情一本の形にしてはどうかと、こういうふうにも考えるのですが、専門員の立場からどういう見解を持っておられるか、この際参考聞いておきたいと思ひますが。

○専門員(杉田正三郎君) 一本と申しますと、どういふ、例えば農林統計機構に関する諸陳は全部たくさんあれば

これを一本にすると、こういうわけですか。

○矢嶋三義君 そうではなくて勿論この諸陳にするには紹介議員というものがあつたわけですが、併し採択された場合に陳情よりも諸陳のほうが取扱が重いわけですから、だから書面の形式その他は殆んど同じのようにとれるわけですね。従つて陳情というのをやめて諸陳一本にするということですね。そのうなりますと委員会のほうで取扱も又印刷方面も相当整理その他考へて都合がいよいよやないかと思ひます。これは将来国会法の改正とも関連して来るので、實際どういふものを処理される専門員のほうの意見を参考に聞いておきたいというので伺つておるわけですね。

○専門員(杉田正三郎君) これは恐らく国会法などの問題であると思ひますが、御承知のごとく諸陳は紹介議員のあつた場合においては諸陳、それから紹介議員のない場合においては陳情という形で扱われておりますので、若し国会法などにおいてどういふ点が改まりましてどういふような形、紹介議員のあるなしにかかわらず全部諸陳というふうな形ではよろしいということであればそれでもいいかと思ひます。結局するところこれは国会法の改正の問題に関連して参りますので、現行法の下においてはやはりどういふような別扱をするほかならうかと考へております。

○矢嶋三義君 議事進行についてであります。先ほどから一応専門員から諸陳陳情の大略の趣旨というものを聴取したわけでありませう。そこで本日は自由党並びに社会党第二控室のかた

も一人もお見えになつておりませうので、最後の決は如何かと思ひますが、幸いに各所管庁のかたがお出でになつておられるのでありますから、私も若干聞きたいし、この諸陳陳情に関連して質問の点がありまして、委員のかたから質問して諸陳陳情の採決につきまして、次回において各会派その他から少くとも一名参集されたところでやられるように、本日の委員会をとり運んだら如何かと思ひますので、議事進行として提案いたします。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記をつけ下さい。それでは諸陳の十六の項目に挙げてあります千八百五十八号、これと陳情の十七の項目に挙げてあります千二百四十八号、この件について南方連絡事務局局長から説明を受けることにいたします。

○説明員(石井通則君) 諸陳の千八百五十八号は大体三つのことが要望されているように考へるのであります。一つは昭和二十八年法律第五十六号で、もと南西諸島官公署職員のほうは引き続き琉球政府の職員になつた場合に恩給等に身分継続を認めております。が、もと台湾朝鮮等外地の官公署の職員であつた人あるいは内地の官公署の職員であつた人もあろうかと思ひますが、そういう方々の身分継続は認めていないのでございませう。この点が一つございませうが、この点に關しましてはもと南西諸島官公署職員の方々につきましては、昭和二十一年一月二十八日の行政分離の際に身分的措置を何らやつていないのであります。その後

引續いて政府の公務員としての身分が継続しておるものか、或いは行政分離で打切られたものかというところが非常に問題になつておまして、まだ身分をはつきりと打切つたという措置をこの官公署もつておりませんでしたから、従つてそういう方々は丁度行政分離の前から占領軍のほうから、従来の日本政府の官公署職員はそのままその従事する職務に勤務すべしという命令に基いて従事したという関係もありまして、恩給等の身分継続をやつたわけではございません。ところが外地官公署の職員の方々につきましては、すでにいふ／＼身分的措置をとつておまして、或いはその処置がとられていない人もあつたかも知れませんが、大部分の方々につきましては身分的措置をとつて、すでに恩給の権利のあつた人に對しましては、或いは一時恩給或いは年金恩給を支給する、或いは退職金は支給するといふように身分の措置がはつきりととられておつた。従つて恩給法上、或いは退職手当法上身分を継続することが理論上なか／＼困難であつたといふことのためにといふので身分継続を認めていないのであります。

第二の問題は、然らば今度奄美大島が復帰したのだ、そこで昨年十二月二十五日付で日本政府或いは鹿児島県のほうに引き継がれた職員についてはその前身の如何を問はず、琉球政府の職員として勤務した期間を恩給法上の公務員として通算してくれないかといううな希望のようになつておるのであります。この点につきましては琉球政府が新たに採用した職員を恩給法等の身分継続上認められるかどうかというものが問題になりまして、いろ／＼検討中ではござ

います。退職手当のほうに關しましては、その身分が割合に全般的な公務員として一本で行つておりますので簡単で、復帰の際の政令で琉球政府の職員としての身分を通算することにしたしましたが、恩給に關しましては琉球政府の職員を一体どういふような身分にそれ／＼分けて考へるかということが非常に困難な部分もありましてまだ懸案になつております。なおこの件は恩給法につきましては、琉球政府の職員であります限りは、なお我々が所管いたすべきものでございませうが、すでに日本本土に復帰しまして日本本土の職員となつておられるので、恩給局でよく御検討して頂くようにお話を申上げております。

それから第三の点は、この昭和二十八年法律第五十六号によりまする俸給が低いのじやないかということでございます。これは昭和二十一年一月二十八日の行政分離後の俸給は琉球政府として支給した俸給でありまして、本土の俸給の法制とは相当違つた体系をとつておりますので、それをそのまま採用することは困難であつたのでございまして、従いまして二十一年一月二十八日の行政分離直前の俸給を基礎にいたしまして、その俸給を一応受けておつたものとしたしるが、ただ恩給の場合におきましては、その後仮定俸給をいろ／＼ベース・アップしておりますので、この法律によりましては行政分離の際の基礎俸給をベースにしまして、その後の仮定俸給に引直して支給するということになつておりますので、その半分というふうな非常な不利なことではないかと思つております。なお奄美大島復帰後におきまして

は、当然本邦公務員としての俸給が基礎になつて行きますので、従来内地の公務員であつた方々と別に差異はなくなつて来るのでございます。従つて今のところ昭和二十一年一月二十八日の給与ベースを又変えなければならぬというふうなことはないのでやななかりかというふうに考えておりますが、なおこの問題も、いろいろ現地の恩給等を支払つて行く上に問題が出て来ることもあろうと思ひますので、将来必要があればなお検討して行くというふうな考えにいたしております。

それから次に陳情のほうでございすが、沖縄に先ほど御説明のありましたように、奄美出身の公務員が約二百名ばかり本年の初め頃残つておりまして、これらの奄美出身の公務員に、或いはその他の者も同様でございすが、アメリカ大使館等といたしましては急激な変化或いは人道上問題になるようなことは決してしないという約束がございまして、今日まで奄美出身の公務員も解雇されずに従来通り琉球政府で仕事をやつております。ただ急激な変化と申しましてはいいまでもというわけにもいかん模様であります。一月末日までに奄美出身全員について仮登録を琉球政府で実施いたしましたして、なお現在本登録を実施中でございするが、本登録が四月末日に終了いたしますと、そこではつきり奄美出身の者ということができるわけでありまして、その後は琉球の章典と言いますか基本法になつております法律の建前から、琉球における政府職員として残るわけにはいかんじやないかというように判断されておるのでございます。従いまして私どもといたしましてはできる限

り従来のように琉球政府で琉球政府の職員として従事して行くことが望ましいのではあると思ひますけれども、それができず又いろいろ本人の希望等もありましてからそれらの希望によりましてできるだけ本土のほうに引取るようにあつせんをいたして参つたのでございします。その約二百名の中に警察関係とか刑務所関係は大体において或いは相当引継がれたものもありまして、又引継ぎについての手続が進行いたしておる模様であります。その他のものにつきましてもまだ目鼻のつかないものも相当ございします。何分本土におきましても行政整理等が行われておりまして、各省におきましてもなかなか定員等の関係から採用困難な模様のあるところもあるようでございまして、この問題を行政整理につきまして整理者のあつせんをするために配置転換対策本部というのでございしておりますので、その配置転換対策本部に相談をいたしましてできる限り本土の国の機関又地方公共団体に採用してもらいますようにあつせんを努めたいと、こういふように考えて今努力をいたしておるような次第でございします。

○矢嶋三義君 御説明を聞いたのであります。念のため伺ひます。奄美大島に復帰前から勤務しておつた人は復帰後は全部通算されるわけですね。

○説明員(石井通則君) 奄美大島に勤務いたしておりました琉球政府の職員は、その復帰の際のおおむねその身分によりまして大田国家機関又鹿児島県の大島市庁に引継いだわけでございます。その引継いだ人たちにつきましては、琉球の退職手当の適用にしましては、琉

球政府の勤務年数を通算するというところになつておりますが、恩給及び共済組合の関係につきましてはまたその措置がとられておりません。

○矢嶋三義君 ばくらが聞いているのは、例えば奄美大島が復帰前から学校に勤務しておつた人が奄美大島が復帰したその後において退職する場合、そういうかたは戦前から奄美大島におつたわけですが、琉球政府の直轄下にあつた期間を全部計算してはいいという訴えをしてるのですが、私はそういうふうにしてやつてもいいじやないかと考えますが、そうないないのですか、あなたの答弁ではそうなつておりませんね。

○説明員(石井通則君) 行政分限、いわゆる昭和二十一年の一月二十八日に奄美大島に勤務しておりました国又は地方公共団体の職員は、これは従来身分的措置はしてありませんので、琉球政府の勤務期間をすつと通算しまして、又奄美大島が復帰いたしましたして継続して勤務しております者はすつと以前から通算されるということに現在でもなつております。

○矢嶋三義君 そういふことは、二十一年の分離後琉球政府に採用された者は通算しないというのですか。

○説明員(石井通則君) 二十一年一月二十八日以後琉球政府に新たに採用された人たちにつきましては、退職手当のほうは通算されることになつております。ただ恩給等につきましては、琉球政府の公務員と言ひましては、琉球政府の公務員にどの範囲からするかというふうな非常にむづかしい問題もあるわけでございます。恩給の適用について相当地研究

しなければならぬのではないかと思つてゐるわけでございます。

○矢嶋三義君 これは奄美大島が最近復帰したわけですが、いろいろ問題があると思ひますが、それに関連してお伺ひしますが、各本省の出先機関が若干開設されて国家公務員が赴任したわけですが、そういう方々は勿論国家公務員の給与の基準によつて給与されておると思うのですけれども、鹿児島県の地方公務員の場合、これは復帰に同時期に鹿児島県の条例によつて他の鹿児島地方公務員と全部同様の扱い方にすでになされたのかどうか、それを一つ。

それから奄美大島における地方公務員である教職員の場合ですね。これと直接関係がありませんが、念のため伺ひたいのですが、その免許状というものは、これは琉球政府の発行した免許状と日本政府の発行した免許状とを違ふと思ひますが、こういう免許状は、琉球政府で認められておつたその資格というものはそのまま引継いだのかどうか。これは奄美大島に勤務されておる公務員の身分待遇と関係があるので伺つておきたいと思ひます。

○説明員(石井通則君) 奄美大島に勤務をしておつた者で鹿児島県の職員に引継がれた者に関しましては、その職員の経歴によりまして日本の今度のこの公務員の給与に關する法令に基きまして切替えたわけでございます。そこで大体その同年輩、或いは同経験の人たちと同じような給与水準に切替へられたというのが一般的な原則でございます。その復帰当時の琉球政府の職員の俸給につきましては、上のほうは非常に低くて下のほうは割合高いという

ような俸給表になつておりましたので、その切替えの際におきましては、上のほうはおおむね俸給が本土並みに上り、或いは下のほうは人によつては若干本土並みに俸給が下つたというふうな例があるのでございまして、大体本土並みの俸給に切替えられたわけでございます。これは大体国家公務員のほうに切替えられた人も、地方公務員に切替えられた人も、大体その原則でやつて参つております。

それから教職員の免許の関係でございしますが、この免許は一応琉球政府の免許をそのまま認めるということになつております。詳しいことは非常に厚いたくさんの法令でございしますので、一々記憶しておりませんが、一応は、従来の免許状を認めるということになつておると記憶いたしております。

○委員(小酒井義男君) それでは只今まで説明を受けた諸君及び陳情については、ほかに御質疑がないようでしたら次の問題に移つて行きます。

次に陳情の第三百一号、地方自治功労者の栄典制度確立に關する陳情を議題といたします。本件について、総理府官房村田賞勲部長から説明を受けま

す。

○説明員(村田八千穂君) 只今の地方自治功労者の栄典制度確立に關する陳情を拝見いたしますと、この第一段に現在地方自治功労者としての栄典制度が確立されてないということを謳つてございします。これはこの通りでございますが、その実情を先ず少しく申述べさして頂きたいと思ひます。

終戦後栄典制度につきましては占領下にある実情に鑑みまして、活用しないという方針をきめました。もう少し細

く

く

く

く

く

く

く

かく申上げますと、一応死んだかたには従来の制度を運用して行くが生きているかたの功労者については待つて頂く、こういう考えで来ております。そこで勲章とか位とかいう制度は生きてゐるかたには原則として差上げておりません。従いまして自治功労者だけでなく各方面の功労者に対する栄典授与という制度が十分に運用されてないといふことになりました。ただ勲章のほかに褒章という制度がございます。これは勲章と別系統のもので、従来の実績は全く民間人にだけ授与して来たもので、官吏には授与されてない特殊のものであります。この褒章だけは終戦後もずっと運用しております。その褒章の一種に地方自治の功労者に授与するというのがございまして非常に厳選されて、僅かではございますがその褒章を地方自治功労者の一部には授与されております。

次にこれに対する対策として今どういふふうに考えておるかという問題でございまして、この点につきましては独立回復後早速従来の栄典制度を検討いたしまして、これを新たにして国会の御承認を受けてその上で十分な運用をいたしたい。こういうふうに考えて一昨年度案を準備して御審議願つたのでございますが、審議未了になりました。現在に至つておるわけでございます。現在も引続き研究いたしまして大体の成案を得ておりますので、いづれ又近く御審議をお願いいたすかと存じております。現在は大体のところしかきまつておりませんが、そのきまつておる点で申しますと、この陳情に「叙位叙勲の途を開く等適切なとありますので、それと関連いたします

ので一言申上げさせて頂きますが、現在考えておりますのは一応勲章の關係においてはこの御承認を受ければ大いに活用したい、こういうふうに考えておりますが、位についてはなお十分検討の上というふうに考えておりました。位の活用という点については差当りまだ決定してないような実情にございまして。

それから地方自治功労者だけについて特別な立法を今急いでやるかという問題については、私のほうで地方自治功労者だけを対象に取上げてほかの功労者をなおざりにするといふわけには行かないのではないかと考へております。

それからなお諸外国には自治功労者に特別の勲章とか褒章というような制度を持つておる国もございまして、この陳情は必ずしもそれを狙つておるわけではないと思ひますが、そういうものを考えておるかという問題につきましては、現在のところそういう地方自治の功労者だけに特別の勲章というやうなものを作ることは考えておりません。大体以上でございます。

○矢嶋三義君 賞典部長に伺います。伝えられれる栄典法案というのは今国会に提案される見込ですか、どうですか。

○説明員(村田八千穂君) 今せつかく準備中でございます。大体の案はできていますのでございまして、まだ最後の仕上げにまつておりませんが、はつきり申上げられないのでございします。

○矢嶋三義君 この陳情三百一十号について現在政府が考えていることは何かつたのですが、ついでに私一この

際伺ておきたいと思うのですが、位については栄典法案の要綱においても未決定だといふことをさつき御発言になりましたし、なお又生きてゐる人には戦後位を贈るやうなことはやめていふのだといふ御発言であつたのです。が、ときどき新聞を見ますと、亡くなられたかたに何位を贈られたかといふやうなことで、こんなものがまだあつたのかなと思つて不思議に思ふことがあるのですが、あれはどうなつてゐるのですか。

○説明員(村田八千穂君) 只今申上げた私の言葉が少し簡単で足らなかつたかと思ひますが、お話を位を最近出してありますのは亡くなつたかたでございまして、亡くなつてからあとで生きていられた日附に遡つて出しておるのでございまして。結局死没者に授与してゐるという恰好になつております。

それから勲章についても同様でございます。ただ勲章については外国人と文化勲章と、これだけは生きてゐる人に授与してあります。あとは亡くなられたかたでこの際やつて頂きたいという向きに対して事務をとつておるやうなわけでございます。

○矢嶋三義君 この三百一十号の陳情の趣旨というものは、功労者であつて生きてゐる人に叙位叙勲をしてもいいといふ、こういう意見だと思ふのですが、先ほどあなた御発言では終戦後栄典制度といふものをどうするかといふことがはつきり確立しないので、まあ産業勲章とか文化勲章とかいふものは別として、一般の位を贈るやうなものはやめてゐるのだといふことを御発言になつたのですが、今お尋ねし

ますと死没者に対しては位を贈つてゐると、どうもこの趣旨が一貫しないと思ふのですが、そういうものは終戦後何か法的根拠といふものは設けてあるのじやないですか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(村田八千穂君) どうして死没者だけに授与してゐるかというお尋ねでございますが、これは若し占領が速かに解かれ新しい制度が早く確立されるという見込が十分でございまして、すべて待つて頂くといふことにすべきだと思ひますけれども、最初はそういう見通しがつきません。それに対して何年もたつてから制度が確立したあとで授与すべきものをきめて発表するといふことは余り意味がなくなるのではないかと、早くやる必要があるのではないかと、こういうふうに考へまして、取りあへず従来の制度で亡くなつたかただけやつて行こうと、そうして生きてゐるかたは待つて頂く、こういう方針を立てたのでございまして。それからこれはすべて内規の問題でございまして、法規的には別段の処置をとつておりません。法律というか法令上では生きてゐる人にも今やつてやれないことはないといふことになつておりますが、ただ生きてゐるかたは待つて頂くほうが適當であらうといふふうに考へて實際動かしにくいといふ、こういう実情でございまして。

○矢嶋三義君 その点非常に不徹底だと思ふのです。この民主日本においては、栄典制度を如何にすべきかといふことは随分問題になつて、先般の国会でも提案されたが審議未了になつたと、それで勲章と叙勲と叙位がありま

すが、位のほうについては政府部内でもいろいろの意向があつてまともな意見といふことを聞いてゐるわけですが、そういう方針をききまらないうちに、今、位を贈つたからといつて違法ではないからといつて死んだ人だけに贈つて行くといふやうなのは、どうも答は一貫してないもので納得しかねるのですがね。死んだ人に贈つてゐるということは、それは如何にも位を贈るということを認めておるやうだし、ところがこれについてはいろいろの意見があり政府部内でもまともな意見で、位のほうはやめたほうがいいといふ意向が政府部内でも支配的だと聞いているのですが、それだけになお一層けんがう感があるわけですがね。

○説明員(村田八千穂君) 今のお話のうちで位について政府部内では否定的であるといふお話ですが、否定的ではないのでございまして。ただ将来活用するの如何かと、これについてはなお検討を要するといふ程度でございします。

○竹下豐次君 私も矢嶋さんの御質問ですね、そういう感じを持つておるのです。現在の死んだ人だけを特別にお扱いになると、ただ情として死んだばかりから気の毒だからと言つてしまえばもうそれだけのことですけれども、恐らく今度栄典法が新しくできるといふことになつた場合のことを考へてみると、よほど厳選されるということになりまして、戦争後この勲章といふものが一応抑えられた以後に、国家のために或る程度の功労があつて、従来であつたならば勲三等のものが二等に

なるのか、二等のものが一等になるとかいうようなことがあり得るような程度の功勞があつた人でも、今度できる新しい栄典法が実施されるということになる。となか／＼その行かないのことはないか。この前の御提案のときの御説明にしても非常に厳選されるというところになってゐる。ところがこの頃新聞で見る勲章や位をもらふ人はそれほど厳選しておられるかどうかというところ、やはり今までの大体標準でやつておられるのではないかと、いろいろな疑問を持つてゐる。それはわかりませんが、私も、そうすると、死んだ人は軽い標準で勲章や位をもらふ、死ななかつた人はもらえないと、たゞ／＼新しい法律ができで厳重になるからもらえないということになつて不公平が起きる。但し近頃は厳選して叙位をしてもらえるというふうなことがあつたらこれは又別であり、大体やはり従来の例が標準になつて叙位されたり勲章を授けたりしておられるのではありませんか。実情を私は知りませんが、一応の疑問を持つてお尋ねするわけでありす。

○説明員(村田八千穂君) 今やつておられる叙位叙勲のほうは、大体においてはそれは従来の基準というものと余り隔てがないものでやつております。将来どうなるかというところになります。これは今でも考えております。その前は、この前国会に御審議願つたように栄典審議会というものを作つて頂いて、そこではつきりした基準を設けて頂きそれに基いて行つと、こういう考えでおります。その委員会が如何なるような基準ができるかはちよつと予測困難でございますが、併し相当

きびしいものになる、少くとも従来の役人でもらつていたような定例叙勲と申しますような恰好の叙勲は将来行われたいのではないかと、こういうふうな予想は立ちます。その間に矛盾が起らないかというお尋ねでございますが、或いはそういう矛盾といへば矛盾が起るかも知れませんので、今後の勲章は別のものであると、こういうことにいたして行くつもりでございます。要するに勲章が違つたので今後の勲章は違つたから違つた基準でやつて行くこと、ういふことになれば、必ずしも不均衡と言えないのじやないか。勲章という点から見れば同じかも知れないが、種類が違ひますので、不均衡と言つていいのじやないか、と、こういうふうにご考慮しております。

○竹下豐次君 お話の点は、新しい勲章との権衡から見ればそうですが、現在生きておられる者が生きておられる間に新しい勲章がでると、それは非常に厳選されてそれによつて栄典を授けられるということとはまあないというふうなことになるか。そうするということ仮定して考えてみると、今新しい法律ができる前に死んで叙位叙勲される人たちの権衡を保つためには、新しい法律ができで抑えられる一方、今までの法律を標準として生きておつても叙位叙勲するということがないかと死んだ人との権衡がとれないということになつて来るわけですね。そういうふうになりますね。だから不公平は免がれませんね。ただまあお気の毒だという気持は、死んだのだからそれは私もよくわかるのですが、理屈を言つてそういうことになるのじ

やありませんか。私が今言つたようにすれば権衡がとれるのです。

○説明員(村田八千穂君) これは終戦直後でございます。新らしく勲章制度を確立するまで暫定としてもその期間の勲章授与方針というのを確立すべきだつたかも知れないのですが、もう今になりますと、実は勲章制度確立も間近ではないか。そこで今特別な審議会を設けて、或いは設けなくても一つの基準を作るといふほどの必要もないのじやないかと、もう暫くの間だと、こういう考えでおるのでござい

○矢嶋三義君 大体賞勲部あたり何か仕事をしないかと思つて、この終戦後文化勲章みたいな新に法律ができでそれによつて勲章を出されるのならともかくも、戦前の叙位叙勲の一つの標準で終戦後そんなものを出しておつたというの、私は絶対に容赦できません。終戦後できた法律に基いての勲章ならばそれは勿論法的根拠はあるし、結構であります。更に民主日本となつてからの栄典制度をどうするかというの、やがて出る栄典法の制定を待つてそれに基いて出されれば結構なわけ、それは当然とらるべき筋合ひのものであるにかかわらず、戦前の基準に基いて、まあお気の毒だから死んだ人だけに元々の基準で位を贈つておつたというふうなことは、全く感覚を疑わざるを得ないのです。善は急げである、本日からもそういうふうなことはやめてもらいたい。そしてこの国会で新しい栄典法が制定されてから、その日もそう遠くないでしようから、そのときからあとから遅れて贈ればい

いわけで、今までの態度というものは改めてもらいたいと思つてゐるのですが、如何ですか。

○説明員(村田八千穂君) 先ほど申しましたのは少しずつたかと思つたのでございすが、戦前の基準をそのまゝ用いてゐるわけでは決してございせんのです。例えば戦前にはこういうことが四等だつた、それでそれに該当するから当然四等だと、こういうふうな基準でやつておられるわけやございせん。實際を御覧頂きますとおわかりになると思ふのでございすが、戦前では全然取上げなかつたような方面のかたに勲章を授与するというのをやつておられますし、戦前は当然役人と進んだというのを抑えておりました。ただ極く大きく申しますれば、それは大きな基準の差がない。これをも少しはつきり申しますと、例えば役人、大體高等官であるかたは六等が始まりだという規定がございす。それういたしますと、若し役人であられなかつたら大體六等でやつてゐる。こういう点は戦前と同じですが、然らば、六等に戦前では何年間でなつた、今度はそれと同じにやつてゐるかと言われますと、そういうふうなやつておられるわけやございせんのです。實際の例を御覧頂くとたくさんございまして、戦前とは非常にそういう点では違つてゐると申上げられると思つております。

○矢嶋三義君 そういふものは問題になつたことではないのですか。六等なんといつてもよくないかピンと来ないです。終戦後新しい栄典制度というものが確立しない間はストップすべきだと、若し実施するとすればどうい

うふうにやるべきだといふようなものは、これは一行政府の見解でなくて私はやはり立法院の議を経てやられるべきではなかつたかと思つたのですが、そういうことは一度も問題になつたことはないのですか。

○説明員(村田八千穂君) お話の点は或いは怠慢だつたかも知れませんが、今の問題がきまりましたのは昭和二十一年なんぞでございます。憲法の施行前からそういう方針でございまして、當時は栄典のことは閣議を経てきめると、こういうことになつておりました。立法院までお諮りしないできめましたわけでございます。

○矢嶋三義君 私は結論をお伺いしますが、近く栄典法が今国会に提案されるかどうかかわからないが、いずれにしても近く栄典法というものが国会の審議を得られるであらうということ先ほど承つたわけですが、今暫定的にやつておられることをやめるわけに行きませんか、私はやめたほうがいいと思つてゐるのですが、榮典法というものが国会で成立した後に追つてその法に基いて処理すれば、私はそのほうがよいのではないかと思つたのですが、それに対する御見解は如何でございすか。

○説明員(村田八千穂君) 今の死役者に対する勲章の授与を全然ストップして暫く待つという点については、私も必ずしも賛成申上げかねております。○矢嶋三義君 死役者に対してお寺がやることです。○竹下豐次君 私さつきちよつとお尋ねしたように、死役者に対する叙位叙勲というのは、大體今までの標準をと

つてやつていらつしやるのではないかと
思つておりましたが、今の御説明に
よるともつと厳選されておるようであ
りますが、何か標準なされた厳選す
るということでおつておいでになるの
でしょうか。内規でもできて元よりも
厳重になつたということですか。

○説明員(村田八千穂君) これはその
都度閣議できめて頂いておりました、
はつきり原則としてきめておるわけ
はございません。大体今までも今
やつておられますような叙勲につい
ては、内規という規則はないのでござ
います。定例叙勲というものが規則
があつてやつておりました。

○竹下豊次君 そつとすると、その起案
は宮内庁のほうでやりになるのです
か、どこでやりになるのですか。

○説明員(村田八千穂君) 起案は賞
部でやるわけでございます。

○竹下豊次君 そつとすると、標準がは
つきりきまつていないで賞部で案を
立てられると洩れるような心配はあ
りませんか、大事な人を落しちやつた
というような心配はありますか。

○説明員(村田八千穂君) その点につ
きましては、従来も今もこれと同じ
で、お叱りを受けるかも知れませんが、
私のほうでやりまする仕事は、各
省から申出のあつたものだけ扱ひ、こ
ういう方針でおります。その点は今も
同じであります。従いまして、各省か
らお話をなかつたかた、又私個人とし
て大功労者であると存じ上げておりま
しても取上げておりません。

○竹下豊次君 私の感じましたのは、
ちよつと名の売れたい人では問題に
なり、名の売れない人ではそれきり役
所のほうで見落してしまふというよう

な心配があらはれないかということの
疑問なんです。併し基準があつてなら
びしつと行きますのでその心配は非常
に少くなりますが、基準がなくて厳重
にやるということになりますと、例え
ば建設省関係の人は非常に厳重に考
えており、文部省のほうはそう思わな
いということだつたら、初めあなたのほ
うに廻す各省の中心というものが違つ
て来る。それでは非常に不公平な叙
叙勲になるということになります、
その心配はないのでしようか。ただ常
識でやつておるわけでは、東京
にでもおつて絶えず交際場裡にでも出
ておればすぐ目につきますが、いなか
にでもおつて落ちてさういふ人でない
しなにかという気がいたしますが。

○矢嶋三義君 関連して一つの基準
があつてそれを下部に流してやれば、
全国四十六都道府県から該当事があれ
ば各省に内申して来るということがあ
りますが、さういふものがなくして
ばこれは実に不公平な、行当りばつた
りの叙位叙勲だと思つておるのです。

○竹下豊次君 新聞などを見まして、
今まで叙位叙勲されておる人が、やら
なくともよい人にやつたという気持は
少しも持つておりません。立派な人ば
かりで、昔ならば当然叙位叙勲され
る人でありましたからそれが悪いとい
うわけではございませんが、今のような御説
明では落される気の毒な人が相当ある
のじやないかという疑問の気持を持
ちます。

○野本品吉君 今のお話を聞いており
まして全く同感で、各省が統一された
基準の上で内申をして来れば別であり
ますが、さうでないとなつて国家的な栄典と

いうものの実施が極めてあまいいな不
確実なものになつて来るので、栄典の
意味をなさんと思つておるのです。従つてこ
の取扱については今まではどうあつて
も、この際新しく考へてもらう必要
があるのではないかとこのことを痛感
いたしますが、この点どうですか。

○説明員(村田八千穂君) 各省からの
内閣のほうに発議して来るものに不公
平があらはれないか。さういふお尋ね
でございますが、各省それぞれ担当の
人がおられます、大体今までの基準で
いろいろやつておられますのに、戦後の
民主主義の功労というふうなものも考
へまして、各省から来ておるもので
ございまして、今までの例としまして
は、多年特別な工芸をやつていたとい
つたような叙勲の問題が文部省か
ら来ております。それは工芸家で叙勲
したのでございまして、今まではない
のであります。極く大きな事業をや
つておられるかたは、ほんの個人的
にやつておられるかたで、実はその人
は、さういふものが文部省からやり
来ておる。結局そのかたが各省で長年
その技工を取扱つておるかたが担当し
てやつておるのであります、私のほう
に大体洩れなく来ておると思つてお
ります。正式の書類ではなく従来例え
ば年限でやつたものが私のほうにすべ
て相談に来ておつたのであります。今
後もこの年限で昔ならもらへるが今な
らどうかということでも来ております
が、ただ死んだかたしか扱かつていな
いということにはなりません。それほ
ど不均衡ではないと思つております。

○野本品吉君 各省の扱いというもの
については、内閣のほうから何の基準

も与えず、指示もせず、各省従来の経
験と良識に任せる、さういふことで
か。

○説明員(村田八千穂君) お話の通り
でございます。大体私らだけの要望だ
けで申しますと、特別な功労があつ
たら特別叙勲をするということであり
まして、これは内規として一条しか
ないといふようなものでございまして、
その運用は結局裁判の判決例と同じよ
うにいろいろ叙勲の例を見て、あれ
が叙勲されていればこれはどうか、こ
ういふことで判定して私のほうに持
て来ることになつております。従つて
関係の係官、各省の係官に自分のほう
だけではなく、各省の叙勲例をよく見
ておりました、さうして洩れなく私の
ほうに出して来る、さういふふうと思
つております。叙勲はすべて発表して
おります。それから都道府県のほうに
も叙勲例を送つたりして、さういふ点
で私のほうは基準、法則、原則を簡単
に紙に書いて送るということはいした
ておりませんけれども、実例を示して
おるようなわけでございます。

○野本品吉君 そつとしますと、各
省なり各地方庁なりの扱いにばらば
らがあつたとしても、省庁というものは
どこからも責任を問われるというよう
なことがないわけですね、洩れがあつ
たり誤りがあつた場合に。

○説明員(村田八千穂君) 洩れがあつ
た場合の責任はどこにあるかというお
話でありますか。

○野本品吉君 いや、さうじやない。
内閣なり賞部部のほうから省庁に対し
て何も基準も指示も与えていな
いで、従来の各省庁の経験と良識その
他の資料に基いて省庁で内申して来る

ということになりますと、省庁の内申
洩れその他があつた場合にも、省庁は
どこからも責任を問われるということ
がなくなつてしまふ。

○説明員(村田八千穂君) 今までに内
申洩れであるから責任を問われるとい
うようなことは、特別叙勲の關係では
ございません。

○矢嶋三義君 私はこれは小さな問題
のようで重大だと思つておるのですが、この
陳情三百一十号ですか、地方自治功労者
の栄典制度確立に関する陳情という
のは、新憲法にも地方自治ということ
を非常に大きく扱つておる。我々は実
際において非常に新憲法の精神に副つ
て努力しているから、我々が亡くなつ
たときにも位を随つていいじやない
か。今賞部でやつておるものは戦前の
通りやつておるわけじやない。あなた
もみづから認めになつておる。さうい
うに、戦前は与えられなかつた工芸家、
さういふ方々にも位を随つておる。
さういふふうな実例を見せつけられた
地方自治団体の方々は、地方自治の叫
ばれておるさういふ新しい世代だか
ら、我々にも随つても然るべきだ、こ
ういふお気持ちが私は陳情されたのだと
思つておる。この叙位叙勲にしまして
も何も吉田内閣の叙位叙勲ではないの
です。これは国の名において行つてこ
るの叙位叙勲ですからね。終戦後にお
いて立法されたその法に基いての勲章
ならば納得ができますけれども、従来
の基準に基いたものでなく従来のも
のに若干のあなたたのしき手を加えて、
そして位を随つておるといふことは、
これは私は極めて重大だと思つてお
る。近くこの国会に栄典法も出るよう
ですから、今からでも私はこれは一応

ストップしてそして国会において栄典法が成立したのちに位を贈るなり、そういう取扱方をすればいいわけで、今まで来た取扱方というのは妥当でないのだから私はやめて然るべきだと思ふ。若しもあなたのほうでやめる意思がなかったならば、場合によつたならばこの委員会が協議してこの委員会の意思として申入れることもあり得ると思ふのです。

○委員長(小酒井義男君) 本件については先ほどから各委員から言われた意見を一つ賞賛部のほうで十分検討をして頂いて、後日当委員会一つ方針がきまれば御報告を願うというふうなことにしたらどうですか。

○竹下豊次君 もう一つお聞きしたいのですが、今のは閣議で御決定願つておるわけですか、特旨、死んだ人に対する叙位、叙職関係は。

○説明員(村田八千穂君) 栄典の授与は憲法で内閣の助言と承認の下に天皇が行うということになつておりますが、すべて閣議を経て上奏して決定しております。

○竹下豊次君 閣議に行くまでの審議にあずかる人はあなたがたはもとよりですが、内閣の審議委員会というふうな委員会組織というふうなものがあるのですか。

○説明員(村田八千穂君) 現在ございません。

○竹下豊次君 事務的にずつとお進めになつて、事務のほうで閣議にかけられるということですか。戦争後今日までの実例は上級の人ばかりでしようか。下級の叙位叙職、特旨というふうな人の実例が相当にありますでしようか。

○説明員(村田八千穂君) 下級も上級も相当ございます。例えば先ほどお話をありました地方自治の関係ですと、従来ですと地方の県會議員なんかを長くやられた方々には実は勲章を差上げるといふ手続をとつておりませんでした。戦後そういう方々で亡くなられたかたには叙職の手続をとつております。勲章としましては六等、五等くらいのことでございます。

○竹下豊次君 今日までの実例ですが、或る人が勲二等であつた、それが勲一等に叙職されたというふうな場合、勲二等になつたとき以後に大した功勞はないのだ。併しその後相当年限が長つたつてゐる。それで昔はよくその後長くやつておつた人は一つ死んだから上げてやろうというところが事実あつたのです。そういうふうな選考でなくして前に二等であつた、その後何年か経過してゐる、その死ぬまでの間に又大きな功勞があつたという人だけが選ばれておるのですか。やはり昔のような標準で、相当に年もとられたし長くもなつてゐるから二等じゃというので一等に上げるとか、或いは位を上げるとかいふような取扱になつておるのですか。

○説明員(村田八千穂君) 勲章につきましては、ただ年数が長つたつてゐるというだけでは昔も選考してないはずでございます。今も勿論やつておりませんです。その後新たな功績があらのかたに授与する、こういう方針でございます。

○竹下豊次君 昔は勲章は或る年限経過すると上げましたが、大した、まあ現職の者など、国会議員でもそうでした、これは長かつたけれども、官吏

だとか、そういうことは今すつかりお考えにならないで、本当にその後めぼしい功勞がある人、こういう人をお取扱になつておるのでしょうか。それだけでなくちや余り妙な話だと思ひます。

○説明員(村田八千穂君) 年限と申しましたのは何もしない年限という意味かと思つてお答えしたのであります。重ねていらつしやる年限は勿論功勞と私のほうで見らうとすし、単に年月を経過したといふのではない、こういうふうにして思つております。

○井上知治君 死亡者に対する叙位叙職ですね。これは遺族の申請があつたらやるのですか、又は遺族の申請がなくても各省でやるのですか。

○説明員(村田八千穂君) 各省で取扱つておられます、必ずしも遺族と連絡があるかどうかはつきりいたしませんですが、少くとも併し遺族個人の友人先輩などと連絡はとつてあると思つております。

○井上知治君 それから今度近いうちに栄典法が出るというのを聞いております。今までの叙位叙職の仕方というものは殆んど軍人、役人のみを考へておりました、それ以外の人に対しては誠に叙位叙職という觀念が薄かつたのでございます。曾つて尾崎行雄先生が衆議院においてこういう演説をなさつたことがあります。自分は今、正何位か勲何等かをもらつておる。これは自分が長い間議會において働いたといふような意味からの叙位叙職ではなくて、曾つて大臣をちよつとの間しておつたその大臣に対する叙位叙職であるといふようなことを御演説なさつたこ

とがあります。が、今度それでできまうその栄典法には十分この尾崎演説を取込んでこの栄典法を制定なさるよりいふにあらかじめお願い申上げておきます。

○委員長(小酒井義男君) それでは本陳情に対する質疑はこの程度で打切つて次の問題に入りたいと思ひますがよろしくござりますか。……速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(小酒井義男君) いや速記を始め下下さい。

次に請願第千二百九十二号国立公園部存置に関する請願を議題といたします。厚生省の国立公園管理課長から説明を受けます。

○矢嶋三義君 説明の前ですが、それは何ですか、各機構改革について各別にずつと聞きますか。行政管理局から機構改革全般として十は一から上げにして大体系方針を聞けばいいのではないのでしょうか。

○委員長(小酒井義男君) 管理局から聞くだけでいいですか。

○竹下豊次君 機構改革の問題でしたら……。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(小酒井義男君) それじや速記を始め下下さい。

それで行政機構に關係するものの一つすべて管理局の大野木次長から説明を受けます。

○政府委員(大野木克彦君) 行政機構の改革につきましては、実は昨年来行政改革の一環として政府におきまして臨時行政改革本部というものを設けまし

て検討して参つた実情でございますが、その機構の關係のうちで警察でありますとか人事院でございますとか、それから近く總理府の国立世論調査所の廃止でありますとか、それからこれはまだ準備中でございますが、農林省の競馬部の問題でございますとかそういうものは切り離して御提案申上げ、或いは又その準備をいたしてゐるわけでございますが、そのほかの一般の行政機構改革につきましては、現在のところまだ十分案が熟しておりません状態でございます。事務的に見まして果して今国会に間に合いますかどうかどうですかちよつと疑問に存しておるような状況でございます。

○矢嶋三義君 行政機構改革については、本国会が年末年始の自然休会に入る前に長官から一応の構想を承つたわけで、その当時次長も同席されておつたかと思ひます。で、只今現段階における情勢を承りましたが、又私はこれは新聞で拝見したのですけれども、与党の特別行革本部ですか、そこで改めて再検討するやに新聞で拝見したのでございますが、今の見通しとしては警察、人事院それから農林省の競馬部、それらを除いては、自然休会前に長官が一応の構想として発表された程度の内容の行政機構改革に関する法案は本委員会には提案されて来る見込みは大體ない、こういうふうな方針で本国会で我々は審議して行つて差支ないです。

○政府委員(大野木克彦君) これはなかなか重大な問題でございます。事務的に断定申上げることが如何かと存じますけれども、一応我々が承知いたしておりますところでは、この自然

休会前に長官が御説明申上げ、又案につきまして只今お話の自由党の行革委員等とも相談をいたしまして検討はいたしてあるわけでございますけれども、ちよつとまだまとまりかねるものではないかというふうに考えております。

○矢嶋三義君 これは念のために申上げておきますが、まあ個人の意見でなければ、本委員会に付託されている諸案件等を考える場合、今からたえあなたがたが改革案を提案されて参つても、なか／＼本委員会では審議の時間がないんじゃないかと思つておられますので、検討しているなら十分検討して次の国会でも提案されるように、私はまあ個人の意見として申上げさせていただきます。

それから、それだけでもちよつと足りなくて、二お伺いするので、ついでに数日前の予算委員会でも、これも只今新聞で見た程度ですけれども、緒方副総理は、学術会議は民間に移管する意向が政府部内で強いというふうなことを答弁されている。やはり学術会議は今の総理府直属のものを或いは文部省に移管するとか或いは民間に移すとか、そういうような考え方が現在あるのですかどうですか。それと関連するのは、本委員会でもこれから審議して行くのと関係があるのですが、科学技術庁の設置法案が衆議院の同僚諸君の議員立法で本委員会に出されているわけですが、この法律案の審議に当つては当然この学術会議或いは科学技術行政協議会、それらとも非常に関連が深いのでありまして、それらに対する現在行革本部で考えられている大体の構想なり見通しを今後の審議の都合も

ありますので何つていられるわけなのであります。

○政府委員(大野木克彦君) 学術会議につきましては、先ほど申上げました特別に今国会に機構改革を提案するものうちに初めは入つておまして、そしてこれを民間の機関に委譲するか或いは又文部省に移管するとかいような問題があつたことは事実でございますが、その後の様子を聞きますと、政府部内でも民間に委譲するといふ考えはやはり相当強くあるようではございますけれども、これもちよつとございまして今国会に提案ができる状態でありましてどうかはつきりしたことは申上げかねるのでございしますが、まあ事務的な見通しとしては困難ではないかと思つております。

それから科学技術庁の点につきましては、議員提案の法案でございしますが、行政改革本部におきましてはやはりこの問題を相当慎重に取扱つたのでございしますが、まあいろいろな案を持つて検討はいたしたのでございしますが、まだ結論を得るに至つておりませんが、ただ併し航空関係の技術その他の調整につきましては、これは各関係省に相当ございまして、どこかでまとめてやりますという／＼不都合を生じますので、この関係の審議を設けてその調整に当らなければならぬといふことは大体熟して参りまして、恐らく近くこの航空技術に関する審議会設置の提案はいたしまして御審議を願うようになつていられるかと思つております。

ですが、それはこの政府部内には科学技術庁の設置の必要性を痛感している方々も相当おられる。併し今政府は行政機構の簡素化と行政機構改革というのを一枚かんばんにかかかけている関係上、政府提案としてはなか／＼新たに科学技術庁の設置というような提案がでないで、まあ議員立法で出て来たことを幸ひに、大体これについては非常に積極的に検討中であるといふようにまあ一部からは聞いているのですが、その科学技術庁のようなのを如何ようにして統合調整するかといううなことに付いては、機構という立場からは結論に達してはいないのですか。それから結論に達して取上げていくのか、これから更に検討しようという段階なのか。

○政府委員(大野木克彦君) 政府部内としては検討はいたしておるのでありますが、まだ部内にも賛成の人々もあり又反対の人々もございします。それから機構を設けるにしても、或いは経済科学庁といつたような工合に例へば今の経済審議庁とその科学技術に関する行政をやつておるものを一緒にしようといふような案もあり、又スタッフを強化すればいいという案もあり、或いは又特別の外局を設けるべきだといふ意見もあり、まだその機構につきましては結論を得る段階に至つておりませんのでございします。それで併し只今申上げました航空関係の調整だけは必要だろつというので、今政府といたしましてはその方面の提案をしようといふような状況でございします。

○矢嶋三義君 もう一点お伺いします。自然休会前の長官が一応構想を発表されたものから随分政府の態度は変わつて来ていると思うのですが、それは検討した結果、やはり行政機構改革というものの一応考えた案といふものは無理だといふ結論になつたのか。それとも今の一般政治情勢からその機会を他日に譲ろうという立場で今のうな情勢になつたのか、いずれでありますか。

○政府委員(大野木克彦君) この点も私も事務的なあれでございしますけれども、やはり具体的に機構の改革をやるうなことをいふと、そのほかにもいろいろ影響するところが大きいので、例へば今度の機構改革でここらにも及ぶ問題が出ておりますが、地方の出先機関の整理といううなことを考えますと、これはやはり地方制度そのものに相当関係を持つて参りますので、そのほうをそのまゝにしておいてはなか／＼国のほうの出先機関の整理だけということはむづかしいといふうな事情も出て参りますし、又横の関係で申しますと、例へば各省のいわゆる共管事務の整理をしようといふうなことが問題になるわけでございます。これらにつきましてもなか／＼事情は錯綜いたしておりまして何十年來かの懸案になつておりますので、なかなかその間の調整が少い時間では困難な事情もございまして、すぐに考えた案の実行がむづかしいといふうな状況になつておるのではないかと思ひます。

○矢嶋三義君 これで質問を終わります。今度の質問の第一は、人権擁護局の問題に關して本内閣委員会がどういふ態度で臨んでおるかということ、次長うす／＼御承知だと思ひます。それで人権擁護局存置に關する請願がここに出ておるわけですが、若しも會つて伝えられたような処置を政府のほうでとられるとあらば、恐らく本委員会は本会期中に何らかのそれに対する対策といふものがとられることになるだらうと思ひますが、それらについては今どういふふうになつておるかということが一つ、それから丁度国立公園部のかたがおいでになつておりますが、この国立公園に對する予算の編成方針と、観光立国といふものはそういう立場からの政策といふものは私は一貫しないのでそのとき／＼で右往左往して思ひます。殊に昨年災害當時の国立公園部に対する厚生省首脳部並びに大蔵省當局あたりの態度といふものは、平素は観光立国とか観光資源云々と口にしたが、実にその前言に背くところの態度で臨まれたといふ記憶を今私は新たにしておるわけなんです。この国立公園部といふものを廢止するやうな意向が未だに相当強くあるのかどうか。更にせつ／＼おおいでになつておるようですから、厚生省のかたからそれについての見解も承わりたいと思ひます。

○政府委員(大野木克彦君) 国立公園の問題につきましては、以前から実は官房又は局部にあります部といふものの措置をどうするかという問題と、それからいよいよ観光行政といふものもこれは各省に關係がございまして、いわば共管事務の一つになつておりますので、この二点からいつても問題になるのであります。行政機構を極めてシバヤに縮小しようと思はれたと云ふことはこれをやはり部を必ずしも置く必要はないのではないかといふ意見があつたことは事実でございしますが、現在

は全体として見直すという状況になつておりますので、それもまあ入つておる状況であります。それから人権擁護局につきましては、初めに行政機構を問題にいたしましたときに、実はこの前の昭和二十七年の行政機構の改革のときにまあ御承知のように本省に十四人しかいない局なので、事務の重要性は認められるけれども必ずしも局として置く必要はないじやないかという意見としてこれを民事局と合そうという案も出たことはあつたのであります。

その後も依然として人員が元のままの状況でもございまして、やはり機構を縮小しようとしたときにはこれを部にするという案もあつたのでございまして、只今申上げますように全体として案をもう一遍見直さなければならぬという状況になつておりますので、只今まだ政府の案としてまとまつてゐるという状況にはございせん。

○説明員(甲賀春一君) 只今国立公園部は現在も廃止するような案があるかということが一つございましたが、只今大野木次長さんからもお話の通りでございまして、現在のところ廃止する考えはないと承知しております。なお予算編成方針等について極めて事務的なことでございまして、国立公園がだんだん利用者がふえて参りまして、昭和二十七年の統計で見ましても大体三千五百万人、その消費額がおよそ二百五十億ほどに推計されております。その後だんだんふえる情勢にありまして昭和二十八年にはおよそ二〇%乃至三〇%の利用者がふえるということがおよそ確実に予想されるような状況でございまして、従いまして少い予算ではあ

りまするが緊急なものからだんだん整備しようというところで、施設整備の五年計画というものを立てましてだんだん進めて参つております。これは何と言いましても国立公園に行くのには道路が先決でございまして、最近有料道路であるとか或いはガソリン税による道路整備ということがだんだん進んで参りますので、勢い国立公園内の受入の施設を至急に整備しなくちゃならぬ、かような考えでだんだん整備に努めております。何といつても利用施設の中には国の補助の対象にならない例えはホテルであるとか旅館であるとか、こういうようなものもございまして、どうしても民間の協力が必要であるので、その方面にも働きかけてだんだん整備をして参りたい、かように考えております。

○竹下豊次君 国立公園部のほうはどうなんですか、今の御説明によると廃止されないかのように思つたかのような調子でしたが、さつき大野木さんの御説明ではそんな話も出たけれどもまだ政府の態度もきめかねておる、きまつておるのでしょうか、お二人の話があつたからわからない。

○政府委員(大野木克彦君) 現在の状況といたしましては、行政機構改革がちよつと間に合わない状況でございまして、従つてこの問題も……。

○竹下豊次君 間に合わないからきまつてないというだけなんですか、廃止しないというところにきまつたというわけですか。

○政府委員(大野木克彦君) まだそこまではつきりきまつていない、絶対に廃止しないのだというところまで行つておりません。

○竹下豊次君 この国会で提案しないことだけは確かでしょうね。

○政府委員(大野木克彦君) 恐らくそうなるだろうと思ひます。

○竹下豊次君 私は大野木さんから承りたいと思つてゐるのは、先ほどからお聞きの通りたくさん廃止反対の請願が来ておりますね。こういうたくさん請願なり陳情が出たりしてゐるものは、一応政府のほうで問題にされたことだろうと、こういうふうな私のほうは思ひます。ところが初めのうちは、政府のほうでは大々的に行政整理、機構の改革をやろうというお考えであつたようですが、だんだん先細りになつて今日のような状態になつてゐる。ついでに初めを考えたときで、先ほど申されたままの競馬の関係とかはもう整理するのだというところにはつきりおきめになつたと思ひます。それからまだこの国会中に間に合うなら何とかして出そうと思つて、今一生懸命研究しているのだ、併し各省と総理府との間に話合いが付かないので困つておるのだということ。それから第三には、一応考えたけれども少くとも今国会に出すのは見合せたということのはつきりした点、三つになるのじやないか。今の国立公園の部は最後の部に当るのじやないかというふうな気がしてゐるのですが、そういうふうにはつきり三つに分けて御説明願うわけには行きませんか。それは速記にためないでも、もうあなたの言葉をつかまえてこう言つたじやないかというふうな、そんな意地の悪いことをあとから言うつもりはございません。ただ私の心組があるので、やはりそこをもう少しはつきりしないともう一

カ月そこ／＼しか、二カ月はないわけですから。防衛庁、自衛隊の審議だけでも百何十条もあるのだから、実際の委員会のときには大変なんです。ではかの問題につきましては、私はまあこの委員会としてはまだ委員長に御相談申上げておられませんけれども、或る期日以後に提案されたものは受け付けられないというのを政府にあらため申入る必要があるのじやないかというふうなまで考えております。併し出された以上は間に合うように、出されたものはできるだけ急いで審議しなければなりませんので、やはり心組としてもまじめに考えて必要なんです。お差支えない程度で、何でもしたら速記はとめてもらつて私は結構でございまして。ほかのかたもそうではないかと思ひます。

○委員(小酒井義男君) 速記をとめて下さい。

午後四時二十九分速記中止

○委員(小酒井義男君) 速記を始め

午後四時四十四分速記開始

○委員(小酒井義男君) 速記を始め

それでは本日議題にしました請願のうちで二件ほどは説明を受けることができないものもありますので、次回に本問題を議題にいたしましたときにこの説明を受け委員会としての採否をきめることにいたします。

カ月そこ／＼しか、二カ月はないわけですから。防衛庁、自衛隊の審議だけでも百何十条もあるのだから、実際の委員会のときには大変なんです。ではかの問題につきましては、私はまあこの委員会としてはまだ委員長に御相談申上げておられませんけれども、或る期日以後に提案されたものは受け付けられないというのを政府にあらため申入る必要があるのじやないかというふうなまで考えております。併し出された以上は間に合うように、出されたものはできるだけ急いで審議しなければなりませんので、やはり心組としてもまじめに考えて必要なんです。お差支えない程度で、何でもしたら速記はとめてもらつて私は結構でございまして。ほかのかたもそうではないかと思ひます。

○委員(小酒井義男君) 速記をとめて下さい。

午後四時二十九分速記中止

○委員(小酒井義男君) 速記を始め

午後四時四十四分速記開始

○委員(小酒井義男君) 速記を始め

それでは本日議題にしました請願のうちで二件ほどは説明を受けることができないものもありますので、次回に本問題を議題にいたしましたときにこの説明を受け委員会としての採否をきめることにいたします。

海上航行安全審議会

運輸大臣の諮問に依つて水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)及び船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)に定める事項その他海上における航行の安全に関する重要事項を調査審議すること。

本日これにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

第一條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「航空標識所」を「航空標識所」に改める。

第三十七條第二項の表中「宮崎海員学校」を「香川県三豊郡栗島村」を「口之津海員学校」長崎県南高来郡口之津町に改める。

第三十七條の三の次に次の一條を加える。

(航空大学校)

第三十七條の四 航空大学校は、航空に関する専門の学科及び技能を教授し、航空従事者を養成する機関とする。

2 航空大学校は、宮崎市に置く。

3 航空大学校の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十八條第一項の表中水先審議会の項を次のように改める。

第二条 運輸省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十八号）は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、運輸省設置法第二十九条の改正規定及び同法第三十七条の三の次に一条を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 水先法の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 水先審議会（第三十一条第三十八条）」を「第五章 罰則（第三十一条第三十三條）に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二 運輸大臣は、前二条の規定による処分をしようとするときは、海上航行安全審議会の意見を徴し、且つ、その意見を尊重してこれをしなければならぬ。

2 海上航行安全審議会は、前項の規定による意見を決定しようとするときは、当該処分に係る水先人に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して聴聞をしなければならない。当該水先人は、聴聞の場所において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

第二十五条第一項中「水先審議会を「海上航行安全審議会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、海上航行安全審議会が前項の規定による勧告をする場合に準用する。

第五章を削る。

第六章を第五章とし、第三十九条を第三十一条とし、第四十条を第三十二条とし、第四十一条を第三十三条とし、同条中「第三十九条第三号」を「第三十一条第三号」に改める。

3 船舶職員法の一部を次のように改正する。

第十条第二項、第十一条第一項及び第二項並びに第十五条中「海上安全審議会」を「海上航行安全審議会」に改める。

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆）

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四條に次の一項を加える。

2 改正前の恩給法第三十八条ノ四に規定する勤務に係る者に対する前項の規定の適用については、同項中「八月」とあるのは「一年八月」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、防衛庁設置法案

一、自衛隊法案

防衛庁設置法案

保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 防衛庁

第一節 通則（第二条―第九条）

第二節 内部部局（第十条―第二十條）

第三節 幕僚監部（第二十一条―第二十四条）

第四節 統合幕僚会議（第二十五条―第二十八条）

第五節 部隊及び機関（第二十九条―第三十条）

第六節 附屬機関（第三十一条―第三十八条）

第七節 職員（第三十九条―第四十一条）

第三章 国防会議（第四十二条―第四十三条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、防衛庁の所掌事務の範囲及び権限を定め、且つ、その任務を能率的に遂行するに足る組織を定めるとともに、国防会議の設置について定めることを目的とする。

第二章 防衛庁

第一節 通則

（設置）

（長官）

第三条 防衛庁の長は、防衛庁長官とし、国務大臣をもつて充てゐる。

2 防衛庁長官（以下「長官」といふ。）は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、庁務を統括し、所部の職員を任免し、且つ、その職務についてこれを統督する。

3 前項の任命権の一部は、部内の上級の職員に委任することができる。

（防衛庁の任務）

第四条 防衛庁は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第一号）第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。）を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

（防衛庁の権限）

第五条 防衛庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、この権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為を行うこと。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な庁舎、営舎、演習場等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」と総称する。）並びに役務を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する文書、統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 防衛庁の公印を制定すること。

十三 直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛し、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため行動すること。

十四 公共の秩序を維持するため特別の必要がある場合において行動すること。

十五 海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合において行動すること。

十六 天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合において行動すること。

十七 海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及び処理を行うこと。

十八 領空侵犯に対する措置を講ずること。

十九 自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の訓練の目的に適合する場合において、国、地方公共団体等の土木工事等の施行の委託を受け、及びこれを実施すること。

二十 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。

二十一 所掌事務の遂行に必要な教育訓練を行うこと。

二十二 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き防衛庁に属せられた権限

（自衛隊）

第六条 自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の組織及び編成、自衛隊に関する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等については、自衛隊法の定めるところによる。

（定員）

第七条 職員（長官及び政務次官を除く。以下同じ。）の定員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）は、十六万四千五百三十八人とする。

2 前項の定員のうち、自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）十三万人、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）一万五千八百八十八人

及び航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）六千二百八十七人に統合幕僚会議に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の数を加えたものとし、総計十五万二千二百十五人とする。

（次長）

第八条 防衛庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

（参事官）

第九条 防衛庁に、参事官八人以内を置く。

2 参事官は、長官の命を受け、防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について長官を補佐する。

第二節 内部部局

第十条 防衛庁に、長官官房の外、左の五局を置く。

防衛局

教育局

人事局

経理局

装備局

（長官官房の所掌事務）

第十一条 長官官房においては、防衛庁の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 長官の官印及び庁印の管守に関すること。

三 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。

四 各部局及び機関との連絡調整に関すること。

五 内部部局の分課、定員及び職員の人事に關すること。

六 法令案その他の文書の審査に關すること。

七 行政の考査に關すること。

八 広報に關すること。

九 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機関の所掌に属しない事務に關すること。

（防衛局の所掌事務）

第十二条 防衛局においては、左の事務をつかさどる。

一 防衛及び警備の基本及び調整に關すること。

二 自衛隊の行動の基本に關すること。

三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置の基本に關すること。

四 前各号の事務に必要な資料及び情報の収集整理に關すること。

（教育局の所掌事務）

第十三条 教育局においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の教育訓練の基本に關すること。

二 防衛研修所及び防衛大学校に關すること。

（人事局の所掌事務）

第十四条 人事局においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の任免、分限、懲戒、職務その他の人事に關すること。

二 職員の補充、福利厚生及び保健衛生の基本に關すること。

三 礼式、表彰及び服制並びに職

員の給与に關する制度に關すること。

四 公正審査會に關すること。

（経理局の所掌事務）

第十五条 経理局においては、左の事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算及び決算並びに會計及び會計の監査に關すること。

二 物品の會計の基本に關すること。

三 行政財産の管理並びに施設の取得、維持及び管理の基本に關すること。

（装備局の所掌事務）

第十六条 装備局においては、左の事務をつかさどる。

一 装備品等の調達、補給、維持及び管理並びに役務の調達の基本に關すること。

二 装備品等の規格の統一及び研究改善の基本に關すること。

三 技術研究所及び調達実施本部に關すること。

（内部部局の職員）

第十七条 長官官房に官房長を、各部に局長を置く。

2 官房長及び局長は、参事官をもつて充てらる。

3 官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

4 局長は、命を受け、局務を掌理する。

第十八条 内部部局に、課長、部員その他所要の職員を置く。

2 課長は、命を受け、課務を掌理する。

3 部員は、命を受け、課務に参画する。

（内部部局における自衛官の勤務）

第十九条 長官は、必要があると認めるときは、陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は機関（以下本条及び第二十三条第一項第四号において「部隊等」という。）に所屬する自衛官を内部部局において勤務させることができる。

2 前項の自衛官は、その職務についてはその勤務を命ぜられた部局の長の指揮監督を、その身分上の事項についてはその所屬する幕僚監部又は部隊等の長の監督を受けるものとする。

（官房長及び局長と幕僚長及び統合幕僚會議との關係）

第二十条 官房長及び局長は、その所掌事務に關し、左の事項について長官を補佐するものとする。

一 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に關する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官の行う陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に対する指示

二 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に關する事項に關して陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行う承認

三 統合幕僚會議の所掌する事項について長官の行う指示又は承認

四 陸上自衛隊、海上自衛隊又は

航空自衛隊に關し長官の行う一
般の監督

第三節 幕僚監部

(幕僚監部)

第二十一条 防衛庁に、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部(以下単に「幕僚監部」という。)を置く。

2 陸上幕僚監部は陸上自衛隊の、海上幕僚監部は海上自衛隊の、航空幕僚監部は航空自衛隊のそれぞれ隊務に關する長官の幕僚機關とする。

3 幕僚監部に、部及び課を置く。
4 前項に定めるものの外、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

(幕僚監部)

第二十二條 陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。

2 陸上幕僚長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚長は海上自衛官をもつて、航空幕僚長は航空自衛官をもつて充てる。

3 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以上單に「幕僚長」という。)は、長官の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理する。

(幕僚監部の所掌事務)

第二十三條 陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊についてそれぞれ左の事務をつかさどる。
一 防衛及び警備に關する計画の立案に關すること。
二 教育訓練、行動、編成、裝備、配置、情報、經理、調達、

補給及び保健衛生並びに職員の人
事及び補充の計画の立案に關
すること。

三 隊務の能率的運営の調査及び
研究に關すること。

四 部隊等の管理及び運営の調整
に關すること。

五 長官の定めた方針又は計画の
執行に關すること。

六 その他長官の命じた事項に關
すること。
2 長官は、必要があると認める場
合には、前項の規定にかかわら
ず、一の幕僚監部に他の幕僚監部
の事務の一部を処理させることが
できる。

(幕僚監部の職員)

第二十四條 陸上幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部に航空幕僚副長を置く。陸上幕僚副長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚副長は海上自衛官をもつて、航空幕僚副長は航空自衛官をもつて充てる。

2 陸上幕僚副長、海上幕僚副長及び航空幕僚副長(以下單に「幕僚副長」という。)は、それぞれ幕僚長を助け、幕僚長に事故があるとき、又は幕僚長が欠けたときは、その職務を行う。

3 陸上幕僚監部に陸上幕僚長及び陸上幕僚副長の外所要の陸上自衛官を、海上幕僚監部に海上幕僚長及び海上幕僚副長の外所要の海上自衛官を、航空幕僚監部に航空幕僚長及び航空幕僚副長の外所要の航空自衛官を置く。

4 幕僚長、幕僚副長及び自衛官の外、幕僚監部に、事務官、技官その他所要の職員を置く。

第四節 統合幕僚会議

(統合幕僚會議)

第二十五條 防衛庁に、統合幕僚會議を置く。

(統合幕僚會議の所掌事務)

第二十六條 統合幕僚會議は、左の事項について長官を補佐する。
一 統合防衛計画の作成及び幕僚監部の作成する防衛計画の調整に關すること。

二 統合後方補給計画の作成及び幕僚監部の作成する後方補給計画の調整に關すること。
三 統合訓練計画の方針の作成及び幕僚監部の作成する訓練計画の方針の調整に關すること。

四 出動時における自衛隊に対する指揮命令の統合調整に關すること。
五 防衛に關する情報の収集及び調査に關すること。

六 その他長官の命じた事項に關すること。

(統合幕僚會議の構成)

第二十七條 統合幕僚會議は、議長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をもつて組織する。

2 議長は、専任とし、自衛官をもつて充てる。議長たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものとする。

3 議長は、統合幕僚會議の会務を總理する。
4 統合幕僚會議の議事の運営については、長官が定める。
(統合幕僚會議の事務局)

2 事務局に、事務局長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 事務局長は、議長の命を受け、幕僚會議の事務をつかさどる。

4 事務局に、事務局長の外、自衛官、事務官その他所要の職員を置く。

5 事務局の内部組織については、政令で定める。

(部隊及び機關)

第二十九條 防衛庁に、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機關を置く。

2 前項の部隊の組織及び編成並びに機關の組織及び所掌事務は、自衛隊法の定めるところによる。

(部隊及び機關の職員)

第三十條 前条の部隊及び機關に、自衛官を置く外、事務官、技官、教官その他所要の職員を置くことができる。

第六節 附屬機關

第三十一條 防衛庁に、左の附屬機關を置く。
防衛研修所
防衛大学校
技術研究所
建設本部
調達実施本部
(防衛研修所)

自衛官(以下「幹部自衛官」という。)その他の幹部職員の教育訓練を行う機關とする。

2 防衛研修所は、東京都に置く。

3 防衛研修所の内部組織は、總理府令で定める。

(防衛大学校)

第三十三條 防衛大学校は、幹部自衛官となるべき者を教育訓練する機關とする。

2 防衛大学校は、神奈川県に置く。

3 防衛大学校の内部組織は、總理府令で定める。

(技術研究所)

第三十四條 技術研究所は、自衛隊の裝備品等についての技術的調査研究、考案、設計、試作及び試験並びに自衛隊において必要とされる事項についての科学的調査研究を行う機關とする。

2 技術研究所は、東京都に置く。

3 技術研究所の内部組織は、總理府令で定める。
(建設本部)

第三十五條 建設本部は、自衛隊の施設の取得及び建設工事の実施を行うとともに、長官の定めるところにより、行政財産を管理する機關とする。

2 建設本部は、東京都に置く。

3 建設本部の内部組織は、政令で定める。

(調達実施本部)

第三十六條 調達実施本部は、自衛隊の任務遂行に必要な裝備品等及び役務で長官の定めるものの調達を行う機關とする。

2 調達実施本部は、東京都に置く。

3 調達実施本部の内部組織は、政令で定める。

(地方機関)

第三十七条 技術研究所、建設本部及び調達実施本部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に地方機関を置くことができる。

2 地方機関の名称、位置及び内部組織は、総理府令で定める。

(附属機関の職員)

第三十八条 防衛研究所、防衛大学校、技術研究所、建設本部及び調達実施本部に、自衛官、事務官、技官、教官その他の必要の職員を置くことができる。

2 防衛大学校の学生の員数は、第七条第一項に規定する職員の定員外とする。

第七節 職員

(自衛官)

第三十九条 自衛官は、命を受け、自衛隊の職務を行う。

(事務官、技官及び教官)

第四十条 事務官は、命を受け、事務に従事する。

2 技官は、命を受け、技術(教育に關するものを除く)に従事する。

3 教官は、命を受け、教育に従事する。

(職員の身分取扱)

第四十一条 この法律に定めるものの外、防衛庁に置かれる職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事管理に關する事項並びに階級及び服制については、自衛隊法の定めるところによる。

第三章 国防会議

第四十二条 国防に關する重要事項を審議する機関として、内閣に、国防会議を置く。

2 内閣総理大臣は、左の事項については、国防会議にはからなければならない。

一 国防の基本方針
二 防衛計画の大綱
三 前号の計画に關連する産業等の調整計画の大綱

四 防衛出動の可否
五 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に關する重要事項

3 国防会議は、国防に關する重要事項につき、必要に應じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることが出来る。

(国防会議の構成等)

第四十三条 国防会議の構成その他国防會議に關し必要な事項は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 海上公安局法(昭和二十七年法律第二百六十七号)は、廃止する。

3 改正前の保安庁法の規定による保安庁の長官官房若しくは各局、第一幕僚監部若しくは第二幕僚監部、保安研究所、保安大学校若しくは技術研究所又は第一幕僚長若しくは第二幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関は、それぞれこの法律の相当規定による防衛庁の長官官房若しくは各局、陸上幕僚

監部若しくは海上幕僚監部、防衛研究所、防衛大学校若しくは技術研究所又は陸上幕僚長若しくは海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関となるものとする。

4 技術研究所は、第三十四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、神奈川県に置く。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十六条第七項中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

6 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十五号中「保安庁(海上公安局を除く)」を「防衛庁」に改める。

7 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

8 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三号中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

9 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一「総理府の項中「保安庁」を「防衛庁」に改め運輸省の項中「海難審判庁」を「海上保安庁」に改める。

10 検察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十三号中「保安官及び警備官」を「自衛官」に改める。

11 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

第十八条の表中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

12 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の八第一項中「海上公安局」を「海上保安庁」に改める。

13 国家行政組織法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

14 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を削り、以下一項ずつ繰り上げる。

15 関税法(昭和二十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項を削る。

16 この附則に定めるものの外、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

自衛隊法案

自衛隊法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 指揮監督(第七条―第十九条)

第三章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成(第十条―第十四条)

第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成(第十五条―第十九条)

第三節 航空自衛隊の部隊の編成等(第二十条―第二十一条)

第四節 部隊編成の特例及び委任規定(第二十二条―第二十三条)

第四章 機関(第二十四条―第三十条)

第五章 隊員

第一節 通則(第三十一条―第三十四条)

第二節 任免(第三十五条―第四十一条)

第三節 分限、懲戒及び保障(第四十二条―第五十一条)

第四節 服務(第五十二条―第六十五条)

第五節 予備自衛官(第六十六条―第七十五条)

第六章 自衛隊の行動(第七十六条―第八十六条)

第七章 自衛隊の権限(第八十七条―第九十六条)

第八章 雜則(第九十七條—第一百十七條)

第九章 罰則(第一百十八條—第二百二十二條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛庁長官(以下「長官」という。)及び防衛政務次官並びに防衛庁の次長、参事官、内部部局、統合幕僚会議及び附属機関並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むものとする。

2 この法律において「陸上自衛隊」とは、陸上幕僚監部並びに陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。

3 この法律において「海上自衛隊」とは、海上幕僚監部並びに海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。

4 この法律において「航空自衛隊」とは、航空幕僚監部並びに航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。

5 この法律において「隊員」とは、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第 号)第七條第一項に規定する職員をいうものとする。

(自衛隊の任務)
第三条 自衛隊は、わが国の平和と

独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。

2 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

(自衛隊の旗)
第四条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、自衛隊旗又は自衛艦旗を自衛隊の部隊又は自衛艦に交付する。

2 前項の自衛隊旗及び自衛艦旗の制式は、政令で定める。

(表彰)
第五条 隊員又は防衛庁の附属機関若しくは自衛隊の部隊若しくは機関で、功績があつたものに対しては長官又はその委任を受けた者が、特に顕著な功績があつたものに対しては内閣総理大臣が表彰する。

2 前項に定めるものの外、自衛隊の表彰に關し必要な事項は、政令で定める。

(礼式)
第六条 自衛隊の礼式は、總理府令の定めるところによる。

第二章 指揮監督
(内閣総理大臣の指揮監督権)
第七条 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。

(長官の指揮監督権)
第八条 長官は、内閣総理大臣の指

揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。但し、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関(以下「部隊等」という。)に対する長官の指揮監督は、それぞれ当該幕僚長を通じて行うものとする。

(幕僚長の職務)
第九条 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)は、長官の指揮監督を受け、それぞれ陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務及び所部の隊員の職務を監督する。

2 陸上幕僚長は陸上自衛隊の隊務に關し、海上幕僚長は海上自衛隊の隊務に關し、航空幕僚長は航空自衛隊の隊務に關しそれぞれ最高の専門的助言者として長官を補佐する。

3 幕僚長は、それぞれ部隊等に対する長官の命令を執行する。

第三章 部隊
第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成

(編成)
第十条 陸上自衛隊の部隊は、方面隊、管区隊その他の長官直轄部隊とする。

2 方面隊は、方面總監部及び管区隊その他の直轄部隊から成る。

3 管区隊は、管区總監部及び連隊その他の直轄部隊から成る。

(方面總監)
第十一条 方面隊の長は、方面總監とする。

(管区總監)
第十二条 管区隊の長は、管区總監とする。

2 管区總監は、長官(方面隊に屬する管区隊の管区總監にあつては、方面總監)の指揮監督を受け、管区隊の隊務を統括する。

(方面隊及び管区隊の名称等)
第十三条 方面隊及び管区隊の名称並びに方面總監部及び管区總監部の名称及び所在地は、別表第一のとおりとする。

2 特別の事由によつて方面隊及び管区隊並びに方面總監部及び管区總監部(以下本条中「方面隊等」という。)を増置し、若しくは廃止し、又は方面隊等の名称及び所在地を變更する必要があるが生じた場合においては、国会の閉会中であるとき限り、政令で方面隊等を増置し、若しくは廃止し、又は方面隊等の名称及び所在地を變更することができ、この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

(部隊の長)
第十四条 方面隊及び管区隊以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成

(編成)
第十五条 海上自衛隊の部隊は、自衛艦隊、地方隊その他の長官直轄部隊とする。

2 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び

び護衛隊群、警戒隊群若しくは掃海隊群のうち二以上のもの又はこれらにその他の部隊を加えたものから成る。

3 地方隊は、地方總監部及び護衛隊、警戒隊、掃海隊、基地隊、航空隊その他の部隊から成る。但し、地方總監部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(自衛艦隊司令)
第十六条 自衛艦隊の長は、自衛艦隊司令とする。

2 自衛艦隊司令は、長官の指揮監督を受け、自衛艦隊の隊務を統括する。

(地方總監)
第十七条 地方隊の長は、地方總監とする。

2 地方總監は、長官の指揮監督を受け、地方隊の隊務(自衛艦隊その他の長官直轄部隊に対する補給その他長官の定める事項を含む。)を統括する。

(部隊の長)
第十八条 自衛艦隊及び地方隊以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

(地方隊の名称等)
第十九条 地方隊の名称並びに地方總監部の名称及び所在地は、別表第二のとおりとする。

2 特別の事由によつて地方隊及び地方總監部を増置し、若しくは廃止し、又は地方隊及び地方總監部の名称及び所在地を變更する必要がある場合には、国会の閉会中であるとき限り、政令で

地方隊及び地方総監部を増置し、若しくは廃止し、又は地方隊及び地方総監部の名称及び所在地を変更することができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

第三節 航空自衛隊の部隊の編成等

(編成)
第二十條 航空自衛隊の部隊は、航空教育隊その他の長官直轄部隊とする。

2 航空自衛隊の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

(航空教育隊の名称等)

第二十一條 航空教育隊の名称及び所在地は、政令で定める。

第四節 部隊編成の特例及び委任規定

(特別の部隊の編成)

第二十二條 内閣総理大臣は、第七十六條第一項、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により自衛隊の出動を命じた場合には、特別の部隊を編成することができる。

2 長官は、第八十二條の規定による海上における警備行動、第八十三條第二項の規定による災害派遣、訓練その他の理由に因り必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成することができる。

(委任規定)

第二十三條 本章に定めるものの外、自衛隊の部隊の組織、編成及び

び警備区域に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 機関

(機関)

第二十四條 防衛庁に置かれる陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関の種類は、左のとおりとする。但し、海上自衛隊又は航空自衛隊については、その一部を置かないことができる。

一 学校

二 補給処

三 病院

四 地方連絡部

2 前項に規定するものの外、自衛隊の業務遂行上特に必要がある場合には、政令で定めるところにより、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関を置くことができる。

(学校)

第二十五條 学校においては、隊員に対しその職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、それぞれ各種部隊の運用等に関する調査研究を行う。

2 学校に、校長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 校長は、長官の定めるところにより、校務を掌理する。

(補給処)

第二十六條 補給処においては、自衛隊の需品、火器、弾薬、車両、航空機、施設器材、通信器材、衛生器材等の調達、保管、補給又は整備及びこれらに関する調査研究を行う。

2 補給処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。但し、長官は、必要があると認める場合には、方面総監、管区総監又は地方総監に指揮監督させることができる。

(病院)

第二十七條 病院においては、隊員その他政令で定める者の診療を行うとともに、医療その他の衛生に関する調査研究を行う。

2 病院に、病院長を置き、自衛官又は技官をもつて充てる。

3 病院長は、長官の定めるところにより、院務を掌理する。但し、長官は、必要があると認める場合には、方面総監、管区総監又は地方総監に指揮監督させることができる。

(特別の事務)
第二十八條 長官は、必要があると認めるときは、校長、処長又は病院長に校務、処務又は院務以外の事務を処理させることができる。この場合においては、長官は、これらの事務について方面総監、管区総監又は地方総監に校長、処長又は病院長を指揮監督させることができる。

(地方連絡部)
第二十九條 地方連絡部においては、自衛官の募集その他長官の定める事務を行う。

2 地方連絡部に、地方連絡部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 地方連絡部長は、長官の定めるところにより、方面総監又は管区総監の指揮監督を受け、部務を掌理する。

(委任規定)
第三十條 本章に定めるものの外、機関の名称、位置、所掌事務、補給処の支処その他の地方機関の設置その他機関に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 隊員

第一節 通則

(任命権者)
第三十一條 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(自衛官の階級)
第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸将、陸将補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸曹、二等陸曹、三等陸曹、陸士長、一等陸士、二等陸士及び三等陸士とする。

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海将、海将補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海曹、二等海曹、三等海曹、海士長、一等海士、二等海士及び三等海士とする。

3 航空自衛隊の自衛官の階級は、空将、空将補、一等空佐、二等空佐、三等空佐、一等空尉、二等空尉、三等空尉、一等空曹、二等空曹、三等空曹、空士長、一等空士、二等空士及び三等空士とする。

(服制)
第三十三條 自衛官、防衛大学校の学生(以下「学生」という。)その他

その勤務の性質上制服を必要とする隊員の服制は、総理府令で定める。

(非常勤の隊員の特例)

第三十四條 予備自衛官以外の非常勤の隊員に対する本章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基いて、政令で同章に定める制限を緩和し、又は排除することができる。

第二節 任免

(隊員の採用)
第三十五條 隊員の採用は、試験によるものとする。但し、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、総理府令で定める。(陸士長等の任用期間及びその延長)
第三十六條 陸士長、一等陸士、二等陸士及び三等陸士(以下「陸士長等」という。)は、二年を任用期間として任用されるものとする。但し、長官の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基き、三年を任用期間として任用されることできる。

2 前項の規定は、陸士長等で、志願に基き陸曹候補者の指定を受けた者のうち長官の定めるものについては、適用しない。

3 第一項の任用期間の起算日は、採用の日とする。但し、三等陸曹以上の階級から降任された場合にあっては降任の日、前項に規定す

る陸曹候補者の指定を受けた者のうち長官の定めるものがその指定を取り消された場合にあつては当該指定を取り消された日とする。

4 長官は、陸士長等の任用期間が満了した場合において、当該陸士長等が志願をしたときは、引き続き二年を任用期間としてこれを任用することが出来る。この場合における任用期間の起算日は、引き続いて任用された日とする。

5 長官は、任用期間を定めて任用されている陸士長等が任用期間が満了したことに因り退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認める場合には、当該陸士長等が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられていない場合にあつては一年以内、その他の場合にあつては六月以内の期間を限つて、任用期間を延長することができる。

(隊員の昇任)

第三十七条 隊員の昇任は、勤務実績若しくは功勞に基き選考又は試験によるものとする。

2 前項の選考及び試験その他隊員の昇任の方法及び手続に關し必要な事項は、總理府令で定める。

(欠格事項)

第三十八条 左の各号の一に該当する者は、隊員となることができない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 法令の規定による懲戒免職の

処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、總理府令で定める場合を除き、当然失職する。

(人事に關する不正行為の禁止)

第三十九条 何人も、隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職、懲戒処分その他の人事に關する行為を不正に實現し、又は不正にその實現を妨げる目的をもつて、金錢その他の利益を授受し、提供し、若しくはその授受を要求し、若しくは約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、又は公の地位を利用し、若しくはその利用を提供し、要求し、若しくは約束し、あるいはこれらの行為に關与してはならない。

(退職の承認)

第四十条 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときは、その退職について政令で定める特別の事由がある場合を除いては、任用期間を定めて任用されている陸士長等にあつてはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員にあつては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間その退職を承認しないことができる。

(条件附採用)

第四十一条 隊員の採用は、すべて条件附のものとし、その隊員がその職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

2 条件附採用に關し必要な事項及び条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、總理府令で定める。

第三節 分限、懲戒及び保障

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少に因り、廃職又は過員を生じた場合

第四十三条 隊員は、左の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合

二 刑事事件に關し起訴された場合

(休職の効果)

第四十四条 休職の期間は、政令で

定める。但し、前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

2 休職者は、隊員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 休職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

4 長官又はその委任を受けた者は、休職者について休職の事由が消滅したときは、政令で定める場合を除き、直ちにその者を復職させなければならない。

(停年及び停年後の任用)

第四十五条 自衛官(陸士長等を除く。以下本条中同じ。)の停年は、勤務の性質に応じ、階級ごとに政令で定める。

2 長官は、自衛官が停年に達したことに因り退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられていない場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、当該自衛官が停年に達した後も引き続き自衛官として勤務させることができる。

(懲戒処分)

第四十六条 隊員が左の各号の一に該当する場合には、これに對し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

二 隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合

三 その他この法律又はこの法律に基き命令に違反した場合

(懲戒の効果)

第四十七条 懲戒処分としての降任は、階級又は職務の級の二級又は二級以下位の階級又は職務の級にくだすものとする。

2 停職の期間は、一年以内とする。停職者は、隊員としての身分を保有するが、特に命ぜられた場合を除いては、職務に従事することを停止される。

3 停職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

4 減給は、一年以内の期間、俸給の五分の一以下を減ずるものとする。

(学生の分限及び懲戒の特例)

第四十八条 防衛大学校の長(以下本条中「学校長」という。)は、学生が成績不良又は心身の故障のため修学の見込がないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

2 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、その意に反して休学を命ずることができる。

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合

二 刑事事件に關し起訴された場合

3 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、これに對し懲戒処分として、退校、停学又は戒告の処分をすることができる。

一 学生としての義務に違反し、又は学業を怠つた場合

二 学生たるにふさわしくない行為があつた場合

三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

4 学生が第一項又は前項の規定により退校にされた場合には、当然退職するものとする。

5 前項に定めるものの外、学生の分限及び懲戒の効果に關し必要な事項は、政令で定める。

(審査の請求及び公正審査会)

第四十九条 隊員は、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合には、長官に対して、その審査を請求することができる。

2 長官は、前項の審査の請求を受けた場合には、これを公正審査会に付議しなければならない。

3 長官は、前項の規定により付議した処分に対する公正審査会の判定があつたときは、その判定に従つて必要な措置をとらなければならない。

4 公正審査会は、防衛庁に置く。

5 審査の請求の手續並びに公正審査会の組織及び運営は、政令で定める。

(適用除外)

第五十条 第四十二条から第四十四条まで及び前条の規定は、条件附採用期間中の隊員、臨時的に任用された隊員及び学生については、適用しない。

(委任規定)

第五十一条 本節に定めるものの外、隊員の分限及び懲戒に關し必要な事項は、政令で定める。

第四節 服務

(服務の本旨)

第五十二条 隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて職務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。

(服務の宣誓)

第五十三条 隊員は、総理府令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(勤務態勢及び勤務時間等)

第五十四条 隊員は、何時でも職務に従事することのできる態勢になければならない。

2 隊員の勤務時間及び休暇は、勤務の性質に応じ、総理府令で定める。

(指定場所に住居する義務)

第五十五条 自衛官は、総理府令で定めるところに従い、長官が指定する場所に住居しなければならない。

(職務遂行の義務)

第五十六条 隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けな

い職務を離れてはならない。

(上官の命令に服従する義務)

第五十七条 隊員は、その職務の遂行に當つては、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(品位を保つ義務)

第五十八条 隊員は、常に品位を重んじ、いやくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損するような行為をしてはならない。

2 自衛官及び学生は、長官の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

(秘密を守る義務)

第五十九条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、長官の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。

3 前項の許可は、法令に別段の定めがある場合を除き、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第六十条 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛庁以外の国家機関の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職につくことができない。

3 隊員は、自己の職務以外の防衛庁の職務を行い、又は防衛庁以外の国家機関の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職につく場合においても、総理府令で定める

場合を除き、給受を受けることができない。

(政治的行為の制限)

第六十一条 隊員は、政党又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問はず、これらの行為に關与し、あるいは選挙権の行使を除く外、政令で定める政治的行為をしてはならない。

2 隊員は、公選により公職の候補者となることができない。

3 隊員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

(私企業からの隔離)

第六十二条 隊員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相當する地位につき、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 隊員は、その離職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、離職前五年以内に從事していた職務と密接な関係のあるもので総理府令で定めるものについて行はならない。

3 前二項の規定は、職員が総理府令で定める基準に従い行う長官の承認を受けた場合には、適用しない。

(他の職又は事業の関与制限)

第六十三条 隊員は、報酬を受けて、第六十条第二項に規定する国家機関及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又は地位につき、あるいは営利企業

以外の事業を行う場合には、総理府令で定める基準に従い行う長官の承認を受けなければならない。

(団体の結成等の禁止)

第六十四条 隊員は、勤務条件等に關し使用者たる国の利益を代表する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

2 隊員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は政府の活動能率を低下させる意圖的行為をしてはならない。

3 何人も、前項の行為を企て、又はその遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動してはならない。

4 前三項の規定に違反する行為をした隊員は、その行為の開始とともに、国に對し、法令に基いて保有する任用上の権利をもつて對抗することができない。

(委任規定)

第六十五条 本節に定めるものの外、隊員の服務に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第五節 予備自衛官

(予備自衛官)

第六十六条 予備自衛官は、第七十条第一項に規定する防衛招集命令により招集された場合において同条第三項の規定により自衛官となつて勤務し、第七十一条第一項に規定する訓練招集命令により招集された場合において訓練に従事するものとする。

2 予備自衛官の員数は、一万五千

人とし、防衛庁設置法第七條第一項に規定する職員（定員外とする）（採用）

第六十七條 予備自衛官の採用は、第三十五條の規定にかかわらず、自衛官（旧保安隊の保安官及び旧警察予備隊の警察官並びに旧警備隊の警備官及び旧海上警備隊の海上警備官を含む。）であつた者の志願に基づき、総理府令で定めるところにより、選考によつて行ふものとする。

2 長官又はその委任を受けた者は、採用された予備自衛官に対し、総理府令で定めるところにより、相当の自衛官の階級を指定するものとする。

（任用期間及びその延長）

第六十八條 予備自衛官に採用された者の任用期間は、採用の日から起算して三年とする。

2 長官は、予備自衛官（第七十條第一項の規定による防衛招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）がその任用期間が満了した場合において、志願をしたときは、引き続き三年を任用期間として、これを予備自衛官に任用することができ、この場合における任用期間の起算日は、引き続き任用された日とする。

3 長官は、予備自衛官が第七十條第一項の規定による防衛招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる場合において、当該自衛官が予備自衛官に採用され、又は引き続き任用された

日から起算して三年を経過したことに因り退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、一年以内の期間を限り、その者の任用期間を延長することができる。

4 予備自衛官が第七十條第一項の規定による防衛招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐた期間は、予備自衛官の任用期間に含めて計算するものとする。

（昇進）

第六十九條 長官又はその委任を受けた者は、勤務実績又は能力の実証に基づく選考により、予備自衛官を、その現に指定されてゐる自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる。

2 前項の選考その他予備自衛官の昇進の方法及び手続に關し必要な事項は、総理府令で定める。

（防衛招集）

第七十條 長官は、第七十六條第一項に規定する防衛出動命令が発せられた場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、予備自衛官に対し、防衛招集命令書によつて、防衛招集命令を発することができ、

2 前項の防衛招集命令を受けた予備自衛官は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、防衛招集に應じなければならない。

3 第一項の防衛招集命令により招集された予備自衛官は、許令を発せられることなく、防衛招集に應じて出頭した日をもつて、現に指

定されている階級の自衛官となるものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛庁設置法第七條第一項に規定する職員の定員外とする。

4 前項本文の場合においては、当該自衛官の任用期間は、第三十六條の規定にかかわらず、その者の予備自衛官としての任用期間によるものとし、当該自衛官については、第四十五條第一項の停年に関する規定は、適用しない。

5 第一項の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他真にやむを得ない事由に因り指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合又は防衛招集に應じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認められる場合には、長官は、政令で定めるところにより、防衛招集命令を取り消し、又は防衛招集を猶予し、若しくは解除することができる。

6 長官は、防衛招集の必要がなくなつた場合には、すみやかに、防衛招集を解除しなければならない。

7 防衛招集を解除された自衛官は、次項に該当する場合を除き、許令を発せられることなく、防衛招集の解除の日を以て予備自衛官となり、防衛招集の解除の日の当該自衛官の階級を指定されたものとする。

8 第六十八條第三項の規定により任用期間が延長されてゐた自衛官が防衛招集を解除された場合にお

いては、防衛招集の解除の日をもつて予備自衛官の任用期間が満了したものとする。

（訓練招集）

第七十一條 長官は、所要の訓練を行うため、年に二回以内、各回ごとに招集期間を定めて、予備自衛官に対し、訓練招集命令書によつて、訓練招集命令を発することができる。

2 前項の訓練招集命令を受けた予備自衛官は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、訓練招集に應じなければならない。

3 第一項の招集期間は、一年を通じて二十日をこえないものとする。

4 前条第五項の規定は、訓練招集について準用する。この場合において、同項中「防衛招集命令を取り消し、又は防衛招集を猶予し、若しくは解除することができる。」とあるのは、「訓練招集命令を取り消し、又は変更することができる。」と読み替へるものとする。

5 第一項の訓練招集命令により招集された予備自衛官は、その招集されている期間中、総理府令で定めるところに従い、長官が指定する場所に居住して、訓練に従事するものとする。

（委任規定）

第七十二條 前二條に規定するものの外、第七十條第一項に規定する防衛招集命令書及び前条第一項に規定する訓練招集命令書に記載すべき事項、防衛招集命令及び訓練招集命令の手続その他防衛招集及

び訓練招集に關し必要な事項は、政令で定める。

（不利益取扱の禁止）

第七十三條 何人も、被用者を求め、又は求職者の採否を決定する場合においては、予備自衛官である者に対し、その予備自衛官であることを理由として不利益な取扱をしてはならない。

2 すべて使用者は、被用者が予備自衛官であること又は予備自衛官にならうとしたことを理由として、その者を解雇し、その他これに對して不利益な取扱をしてはならない。

（住所変更の届出）

第七十四條 予備自衛官は、住所を変更したとき、心身の故障のため長期の休養を要するに至つたとき、又は不具廃疾となつたときは、政令で定めるところにより、長官に對し、すみやかに、その旨を届けなければならない。

2 予備自衛官は、防衛招集又は訓練招集に支障を来たすことのないように、常にその所在を同居の親族その他政令で定める者に明らかにしておかなければならない。

3 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、長官に對し、すみやかに、その旨を届けなければならない。

（適用除外）

第七十五條 第四十一條、第三節、第五十四條第一項、第六十條第二項及び第三項並びに第六十一條が

第六十三条までの規定は、予備自衛官については、適用しない。但し、第六十一条第一項の規定は、第七十一条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官については、適用があるものとする。

2 第四十一条、第六十条第二項及び第三項、第六十一条第二項及び第三項並びに第六十二条及び第六十三条の規定は、第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者については、適用しない。

第六章 自衛隊の行動

(防衛出動)

第七十六條 内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。）に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、国会の承認（衆議院が解散されてゐるときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下本項及び次項において同じ。）を得て、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、但し、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることができる。但し、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることができる。

2 前項但書の規定により国会の承認を得ないで出動を命じた場合には、内閣総理大臣は、直ちに、これにつき国会の承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

(防衛出動待機命令)

第七十七條 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ、（命令による治安出動）

第七十八條 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されてゐる場合には、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

(治安出動待機命令)

第七十九條 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、

内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ、

2 前項の場合においては、長官は、国家公安委員会と緊密な連絡を保つものとする。

(海上保安庁の統制)

第八十条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項又は第七十八条第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、長官にこれを指揮させるものとする。

3 内閣総理大臣は、第二項の規定による統制につき、その必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、これを解除しなければならない。

(要請による治安出動)

第八十一条 都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。

3 都道府県知事は、事態が収ま

り、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に対し、すみやかに、部隊等の撤収を要請しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

5 都道府県知事は、第一項に規定する要請をした場合には、事態が収つた後、すみやかに、その旨を当該都道府県の議会に報告しなければならない。

6 第一項及び第三項に規定する要請の手続は、政令で定める。

(海上における警備行動)

第八十二条 長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊を海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

(災害派遣)

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

2 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。但し、天災地変その他の災害に際

し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

(領空侵犯に対する措置)

第八十四条 長官は、外国の航空機が国際法規又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。

(長官と国家公安委員会との相互の連絡)

第八十五条 内閣総理大臣は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定による出動命令を発するに際しては、長官と国家公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとする。

(関係機関との連絡及び協力)

第八十六条 第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項及び第八十三条第二項の規定により部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方

公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

第七章 自衛隊の権限

(武器の保有)

第八十七条 自衛隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができる。

(防衛出動時の武力行使)

第八十八条 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、國際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し、且つ、事態に應じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。

(治安出動時の権限)

第八十九條 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する警察官職務執行法第七條の規定により自衛官が武器を使用するには、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六條又は第三十七條に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならない。

第九十條 第七十八條第一項又は第九十條 第七十八條第一項又は第九十條

八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、前条の規定により武器を使用する場合の外、左の各号の一に該当すると認める相当の理由があるときは、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

一 職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを排除する適当な手段がない場合

二 多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第九十一條 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

(防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限)

第九十二條 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、第八十八條の規定により武力を使用する外、必要に応じ、公共の秩序を維持するため行動することができる。

2 警察官職務執行法及び第九十條第一項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行ふ職務の執行について、海上保安庁法第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行ふ職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

3 第八十九條第二項の規定は、前項において準用する警察官職務執行法第七條又はこの法律第九十條第一項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

(海上における警備行動時の権限)

第九十三條 警察官職務執行法第七條の規定は、第八十二條の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。

2 海上保安庁法第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第八十二條の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

3 第八十九條第二項の規定は、第一項において準用する警察官職務執行法第七條の規定により武器を使用する場合について準用する。

(災害派遣時の権限)

第九十四條 警察官職務執行法第四條並びに第六條第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場でない場合に限り、第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

2 海上保安庁法第十六條の規定は、第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

(武器等の防護のための武器の使用)

第九十五條 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、航空機、車両又は液体燃料を職務上警護するに当り、人又は武器、弾薬、火薬、航空機、車両若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。但し、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する場合の外、人に危害を与えてはならない。

(部内の秩序維持に専従する者の権限)

第九十六條 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 自衛官並びに陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生及び訓練招集に依じている予備自衛官（以下本条中「隊員」という。）の犯した犯罪又は職務に従事する隊員に対する犯罪その他隊員の職務に關し隊員以外の者の犯した犯罪

二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

2 前項の規定により司法警察職員として職務を行ふ自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。

3 警察官職務執行法第七條の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する。

第八章 雑則

(募集事務の一部委任)

第九十七條 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に關する事務の一部を行ふ。

2 長官は、警察庁及び都道府県警察に對し、自衛官の募集に關する事務の一部について協力を求めることができる。

3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに

前項の規定により都道府県警察の
行い協力に要する経費は、国庫の
負担とする。

(学資金の貸与)

- 第九十八条 長官は、学校教育法
(昭和二十二年法律第二十六号)に
規定する大学(大学院を含む)に
在学する学生で、政令で定める学
術を専攻し、修学後その専攻した
學術を応用して自衛隊に勤務しよ
うとする者に対し、選考により学
資金を貸与することができる。
- 2 前項の貸与金の額は、政令で定
める。
- 3 第一項の貸与金には、利息を附
さない。
- 4 長官は、学資金の貸与を受けた
者が左の各号の一に該当する場合
には、政令で定めるところによ
り、その貸与金の全部又は一部の
返還を免除することができる。
- 一 修学後政令で定める年数以上
継続して隊員であつたとき。
- 二 修学後隊員であつた者が公務
に因る災害のため心身に故障を
生じ、第四十二条第二号の規定
に該当して免職されたとき、又
は同条第四号の規定に該当して
免職されたとき。
- 三 死亡又は不具廃疾に因り貸与
金の返還ができなくなつたと
き。
- 5 前四項に定めるものの外、学資
金の貸与及び返還に関し必要な事
項は、政令で定める。

(機雷等の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、長官の
命を受け、海上における機雷その

他の爆発性の危険物の除去及びこ
れらの処理を行うものとする。

(土木工事等の受託)

- 第一百条 長官は、自衛隊の訓練の目
的に適合する場合に、国、地方
公共団体その他政令で定めるもの
の土木工事、通信工事その他政令
で定める事業の施行の委託を受
け、及びこれを実施することがで
きる。
- 2 前項の事業の受託に関し必要な
事項は、政令で定める。
- (海上保安庁等との関係)
- 第一百一条 自衛隊と海上保安庁、航
空保安事務所、航空標識所、気象
官署、地理調査所、日本国有鉄道
及び日本電信電話公社(以下本条
中「海上保安庁等」という。)は、
相互に常に緊密な連絡を保たなけ
ればならない。
- 2 長官は、自衛隊の任務遂行上特
に必要があると認める場合には、
海上保安庁等に対し協力を求める
ことができる。この場合において
は、海上保安庁等は、特別の事情
のない限り、これに応じなければ
ならない。

(自衛艦隊等)

- 第一百二条 自衛艦隊その他の自衛隊の
使用する船舶は、長官の定めると
ころにより、国旗及び第四十一条
第一項の規定により交付された自衛艦
旗その他の旗を掲げなければなら
ない。
- 2 自衛隊の使用する航空機は、自
衛隊の航空機であることを明らかに
に識別することができるような標
識を付さなければならない。
- 3 自衛艦隊その他の自衛隊の使用す

る船舶又は自衛隊の使用する航空
機以外の船舶又は航空機は、第一
項に規定する旗若しくは前項に規
定する標識又はこれらにまぎらわ
しい旗若しくは標識を掲げ、又は
付してはならない。

4 自衛艦隊その他の自衛隊の使用す
る船舶の掲げる第四十一条第一項の規
定により交付された自衛艦旗以外
の旗及び自衛隊の使用する航空機
の付する標識の制式は、長官が定
め、官報で告示する。

(防衛出動時における物資の収用
等)

- 第一百三條 第七十六条第一項の規定
により自衛隊が出動を命ぜられ、
当該自衛隊の行動に係る地域にお
いて自衛隊の任務遂行上必要があ
ると認められる場合には、都道府
県知事は、長官又は政令で定める
者の要請に基づき、病院、診療所そ
の他政令で定める施設(以下本条
中「施設」という。)を管理し、土
地、家屋若しくは物資(以下本条
中「土地等」という。)を使用し、物
資の生産、集荷、販売、配給、保
管若しくは輸送を業とする者に対
してその取り扱う物資の保管を命
じ、又はこれらの物資の収用する
ことができる。但し、事態に照ら
し緊急を要すると認めるときは、
長官又は政令で定める者は、都道
府県知事に通知した上で、自らこ
れらの権限を行うことができる。
- 2 第七十六条第一項の規定により
自衛隊が出動を命ぜられた場合に
おいては、当該自衛隊の行動に係
る地域以外の地域においても、都

道府県知事は、長官又は政令で定
める者の要請に基づき、自衛隊の任務
遂行上特に必要があると認めると
きは、内閣総理大臣が告示して定
めた地域内に限り、前項の規定の
例により、施設の管理、土地等の
使用若しくは物資の収用を行い、
又は取扱物資の保管命令を発し、
また、当該地域内にある医療、土
木建築工事又は輸送を業とする者
に対して、当該地域内においてこ
れらの者が現に従事している医
療、土木建築工事又は輸送の業務
と同種の業務で長官又は政令で定
める者が指定したものに従事する
ことを命ずることができる。

災害救助法(昭和二十二年法律
第一百十八号)第十二条第二項及び
第三項並びに第十三条の規定は、前
二項の規定により施設を管

- 理し、土地等を使用し、物資の保
管を命じ、又は物資を収用する場
合について、同法第十二条第二十
九条の規定は、前項の規定により
医療、土木建築工事又は輸送に従
事する者を長官又は政令で定める
者の指定した業務に従事させる場
合について準用する。
- 4 第二項に規定する医療、土木建
築工事又は輸送に従事する者の範
囲は、政令で定める。
- 5 前四項に定めるものの外、第七
十六条第一項の規定により自衛隊
が出動を命ぜられた場合における
施設の管理、土地等の使用、物資
の保管命令、物資の収用又は業務
従事命令について必要な手続は、
政令で定める。

(公衆電気通信設備の利用等)

- 第一百四條 長官は、第七十六条第一
項の規定により出動を命ぜられた
自衛隊の任務遂行上必要があると
認める場合には、緊急を要する通
信を確保するため、郵政大臣に対
し、公衆電気通信設備を優先的に
利用し、又は有線電気通信法(昭
和二十八年法律第九十六号)第三
条第三項第三号に掲げる者が設置
する電気通信設備を使用すること
に関し必要な措置をとることを求
めることができる。
- 2 郵政大臣は、前項の要求があつ
たときは、その要求に沿うように
適当な措置をとるものとする。

(訓練のための漁船の操業の制限
又は禁止)

- 第一百五條 内閣総理大臣は、自衛隊
の行う訓練のため水面を使用する
必要があるときは、農林大臣及び
関係都道府県知事の意見を聞き、
一定の区域及び期間を定めて、漁
船の操業を制限し、又は禁止する
ことができる。
- 2 国は、前項の規定による制限又
は禁止により、当該区域において
従来適法に漁業を営んでいた者が
漁業経営上こうむつた損失を補償
する。
- 3 前項の規定により補償する損失
は、通常生ずべき損失とする。
- 4 前二項の規定による損失の補償
を受けようとする者は、その者の
住所地在る都道府県知事を
經由して、損失補償申請書を内閣
総理大臣に提出しなければならない
い。

5 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を經由して当該申請者に通知しなければならない。

7 前項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、内閣総理大臣に対して異議の申立をすることができる。

8 内閣総理大臣は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。

9 本条により決定された補償金の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができ

10 前項の訴においては、国を被告とする。

11 前各項に定めるものの外、第一項の規定による損失の補償の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(火薬類取締法の適用除外)

第六百六条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の規定は、第二条から第四条まで、第七

第一項、第十五条、第十九条第二項、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十三項及び第四項、第三十二項、第三十三項第一項及び第三十項、第四十六項第二項並びに第五十条の規定を除き、自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、適用しない。

2 自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱についての火薬類取締法(前項の規定により適用を除外される規定を除く。)の適用については、政令で特例を定めることができる。

3 長官は、第一項の規定にかかわらず、自衛隊が取り扱う火薬類について、火薬類取締法及びこれに基く命令の規定に準拠して製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱に關する技術上の基準を定め、その他火薬類に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(航空法の適用除外)

第七百七条 航空法中第十一條、第二

に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

2 航空法第四十九條から第五十一條までの規定は、自衛隊が設置する飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九條第一項中「(第四十條(第四十三條第二項において準用する場合を含む。))の告示」とあるのは「保衛庁長官の告示」と、同法第五十條中「当該飛行場の設置又は変更」とあるのは「当該飛行場の設置又は変更」と読み替へるものとする。

3 自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章(第一項の規定により適用を除外される規定を除く。)の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

4 航空法第六十條から第六十四條まで、第七十六條、第七十九條から第八十一條まで、第八十四條、第二項、第八十八條及び第九十一條の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九條から第八十一條までの規定は、第七十八條第一項若しくは第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者については適用しない。

5 長官は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に關する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に關する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に關する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

6 長官は、前項の規定による基準を定めようとする場合には、あらかじめ運輸大臣と協議するものとする。

(労働組合法等の適用除外)

第八百八条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び船員法(昭和二十二年法律第百号)(第一条、第二条、第七條から第十八條まで、第二十條、第二十五條から第二十七條まで、第二百二十六條(第六号及び第七号を除く。)、第二百二十七條、第二百二十八條(第三号を除く。))及び第三百二十四條並びにこれらに關する第二百二十條の規定を除く。並びにこれらに基く命令の規定は、隊員については、適用しない。

(船舶法等の適用除外)

第九百九条 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)及び船舶積量測定法(大正三年法律第三十四号)

の規定は、海上自衛隊(防衛大学校を含む。以下本章中同じ。)の使用する船舶については、適用しない。但し、船舶安全法第二十八條の規定中危険及び氣象の通報その他船舶航行上の危険防止に關する部分は、海上自衛隊の政令で定める船舶については、適用があるものとする。

2 海上自衛隊の使用する船舶は、總理府令で定めるところにより、国の所有に屬するものにあつては国籍を証明する書類を、その他のものにあつては海上自衛隊の使用するものであることを証明する書類を備へなければならない。

(船舶職員法の適用除外)

第九百十條 船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)の規定は、海上自衛隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員については、適用しない。

(海上自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等)

第九百十一條 長官は、海上自衛隊の使用する船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

(電波法の適用除外)

第九百十二條 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第四百四條の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に關するものは、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合については、適用しない。

2 長官は、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合に、その使用する周波数について、郵政大臣の承認を受けなければならない。 3 自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合に、前項に規定する周波数の使用に關し、他の無線局の運用を妨害するような通信を防止するため、郵政大臣が定めるところに従うものとする。 4 長官は、無線通信の良好な運行を確保するため、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合における無線局の開設及び検査並びに当該無線局で無線通信に従事する者に關し必要な基準を定めなければならない。 (道路運送法の適用除外) 第百十三條 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第九十九條、第百二十六條及び第百二十七條の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。 (道路運送車両法の適用除外) 第百十四條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。 2 道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、長官は、保安基準並びに整備及び検査の基準を定めなければならない。 3 道路運送車両法の規定が適用さ	れない自動車は、長官の定めるところにより、他の自動車と明らかに識別することができるような番号及び標識を付さなければならない。 4 自衛隊の使用する自動車以外の自動車は、前項に規定する番号若しくは標識又はこれらにまさらない番号若しくは標識を付してはならない。 5 第三項の自動車に付する標識の制式は、官報で告示する。 (銃砲刀剣類等所持取締令の適用除外) 第百十五條 銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の保有する銃砲については、適用しない。 (麻薬取締法の特例) 第百十六條 自衛隊の部隊で政令で定めるものは、麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二十六條第一項及び第二十八條第一項の規定にかかわらず、麻薬を譲り受け、及び所持することができず、この場合においては、当該部隊の長は、麻薬取締法の適用については、麻薬管理者とみなす。 (委任規定) 第百十七條 この法律に特別の定めがあるものの外、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。 第九章 罰則 第百十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。	一 第五十九條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者 二 第六十二條第一項又は第二項の規定に違反した者 三 正当な理由がなくて自衛隊の保有する武器を使用した者 2 前項第一号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。 第百十九條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は禁じに処する。 一 第六十一條第一項の規定に違反した者 二 第六十四條第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者 三 第六十四條第二項の規定に違反した者 四 第七十條第一項の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官で、正当な理由がなくて指定された日から三日を過ぎてなお指定された場所に出頭しないもの 五 第七十七條又は第七十九條第一項の規定による出動待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて七日を過ぎてなお職務の場所につかないもの 六 第七十八條第一項又は第八十一條第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しないもの	七 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者 八 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者 2 前項第二号若しくは第四号から第六号までに規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第三号、第七号若しくは第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。 第百二十條 第七十八條第一項又は第八十一條第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、左の各号の一に該当するものは、五年以下の懲役又は禁じに処する。 一 第六十四條第二項の規定に違反した者 二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から三日を過ぎてなお職務の場所につかない者 三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者 四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者 五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくはめいいていて職務を怠つた者 2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。 附則 1 この法律は、防衛庁設置法施行の日から施行する。但し、附則第二項及び附則第十七項の規定は、公布の日から施行する。	第百二十一條 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。 第百二十二條 第七十六條第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、左の各号の一に該当するものは、七年以下の懲役又は禁じに処する。 一 第六十四條第二項の規定に違反した者 二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から三日を過ぎてなお職務の場所につかない者 三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者 四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者 五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくはめいいていて職務を怠つた者 2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。 附則 1 この法律は、防衛庁設置法施行の日から施行する。但し、附則第二項及び附則第十七項の規定は、公布の日から施行する。
---	---	---	--	--

2 保安庁の長官官房若しくは各局、第一幕僚監部若しくは第二幕僚監部、保安研修所、保安大学校、技術研究所又は第一幕僚長若しくは第二幕僚長の監督を受ける部隊若しくは機関に勤務する職員は、この法律の施行（前項但書に係る部分を除く。以下同じ。）前において、この法律の定めるところにより、服務の宣誓を行うことができる。

3 前項の職員で、同項の規定によりあらかじめ服務の宣誓を行つたものは、別に辞令を発せられない限り、それぞれ相當の防衛庁の長官官房若しくは各局、陸上幕僚監部若しくは海上幕僚監部、防衛研究所、防衛大学校、技術研究所又は陸上幕僚長若しくは海上幕僚長の監督を受ける部隊若しくは機関の相當の職員となるものとする。

4 保安庁の保安官又は警備官で前項の規定により自衛官となるものの階級は、別に辞令を発せられない限り、従前の保安官又は警備官の階級に相當するこの法律に規定する階級とする。

5 前二項の規定により自衛官その他の職員となつた者に対し、従前の規定に基いてなされた任用上の決定その他の手続は、この法律の相當規定に基いてなされたものとみなす。

6 附則第四項の規定により陸士長、一等陸士又は二等陸士なる自衛官となつた者についての任用期間は、第三十六條第一項の規定にかかわらず、二年とし、その者が警察予備隊の警察官又は保安庁の保安官として採用された日（旧警

察予備隊令施行令（昭和二十五年政令第二百七十一号）第五條第二項又は旧保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号。以下「旧法」といふ。）第三十三條第三項の規定により引き続き任用されている者にあつては、引き続き任用された日）から起算するものとする。

7 この法律の施行の前において、従前の規定によりその意に反して免職され、又は懲戒処分によつて免職された者は、すでに従前の規定により保安庁長官に対して審査の請求をしている場合を除き、政令で定めるところにより、長官に対して、その審査を請求することができる。第四十九條第二項及び第三項の規定は、この場合において長官のとるべき措置について準用する。

8 この法律の施行の際、現に保安庁の公正審査会に係属している事案は、第四十九條第四項に規定する防衛庁の公正審査会に係属しているものとみなす。

9 この法律の施行の際、現に旧法第七十七條第一項各号に掲げる犯罪について、同法同条同項に規定する部内の秩序維持の職務に専従する保安官又は警備官が行つてゐる刑事訴訟法の規定による手続は、この法律の相當規定に基いて、この法律の秩序維持に専従する自衛官がした手続とみなす。

10 第九十六條第一項に規定する部内の秩序維持の職務に専従する自衛官は、同項各号に掲げる犯罪の外、政令で定めるところにより、

旧法第七十七條第一項各号に掲げる犯罪についても、この法律第九十六條第二項の規定の例により、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行うことができる。

11 警察法（昭和二十九年法律第百一十号）の施行の日の前日までの間は、第八十九條、第九十二條、第九十三條第一項及び第三項、第九十四條第一項並びに第九十六條第三項中「警察官職務執行法」とあるのは「警察官等職務執行法」と、第九十七條第二項中「警察庁及び都道府県警察」とあるのは「国家地方警察及び自治体警察」と、同条第三項中「都道府県警察」とあるのは「自治体警察」と読み替へるものとする。

12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

13 保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一条中「保安庁の職員（海上公安局の職員を除く。以下「職員」といふ。）を「防衛庁の職員（以下「職員」といふ。）に改める。

第三条第一項本文中「職員」を「職員（予備自衛官を除く。以下本条において同じ。）に改め、同項但書を次のように改める。

但し、職員が自衛隊法（昭和二十九年法律第百一十号）第七十六條第一項、同法第七十八條第

一項又は同法第八十一條第二項の規定による出動（以下「出動」といふ。）を命ぜられてゐる場合、自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる場合その他政令で定める特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、職員の収入により生計を維持する者で職員の指定するものにその給与の全部又は一部を支払ふことができる。

第四条第一項中「保安庁の次長又は官房長、局長、」を「防衛庁の次長（以下「次長」といふ。）統合幕僚會議の議長たる自衛官（以下「議長」といふ。）並びに防衛庁の参事官、」に、「官房長等」を「参事官等」に改め、同条第二項中「保安庁」を「防衛庁」に、「官房長等、保安官、警備官、保安大学校の学生」を「議長、参事官等、自衛官（議長を除く。以下同じ。）予備自衛官、防衛大学校の学生（以下「学生」といふ。）に、「保安大学校」を「防衛大学校」に改め、同条第三項中「保安官及び警備官」を「自衛官」に改める。

第五条中「保安大学校の学生」を「議長、予備自衛官、学生」に改める。

第六条第三項中「官房長等」を「参事官等」に、「保安官及び警備官」を「自衛官」に改める。

第七条第二項中「一等保安士補以下の保安官が三等保安士以上の保安官（以下「幹部保安官」といふ。）に、又は一等警備士補以下の

警備官が三等警備士以上の警備官（以下「幹部警備官」といふ。）に昇任した場合を「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官（以下「陸曹等」といふ。）が三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」といふ。）に昇任した場合に、「幹部保安官の候補者である一等保安士補以下の保安官又は幹部警備官の候補者である一等警備士補以下の警備官」を「幹部自衛官の候補者である陸曹等」に改める。

第八条第二項中「幹部保安官が一等保安士補以下の保安官に、又は幹部警備官が一等警備士補以下の警備官に降任した場合を「幹部自衛官が陸曹等に降任した場合」に、「幹部保安官の候補者である一等保安士補以下の保安官であつた者又は幹部警備官の候補者である一等警備士補以下の警備官であつた者」を「幹部自衛官の候補者である陸曹等から幹部自衛官に昇任した者」に改める。

第十条第一項中「保安大学校の学生」を「予備自衛官、学生」に改める。

第十一条第一項中「官房長等」を「議長、参事官等」に改め、同条第二項中「保安官及び警備官」を「自衛官」に改める。

第十二條第三項中「官房長等」を「議長、参事官等」に改め、同条第四項中「保安官及び警備官」を「自衛官」に改める。

第十三條第一項各号列記以外の部分中「保安庁長官」を「防衛庁長

官」に改め、同条第二項但書中「保安官及び警備官」を「自衛官」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 出動を命ぜられていた職員、自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいて職員その他政令で定める特別の事由がある職員の扶養親族に関する届出について必要な事項は、政令で定める。

第十四条第一項中「官房長等」を「議長、参事官等」に改め、同条第三項後段中「保安庁職員給与法」を「防衛庁職員給与法」に改める。

第十六条を次のように改める。
(乗組手当及び航空手当)
第十六条 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶(政令で定めるものを除く。以下本条及び次条において同じ。)に乗り組んでいて自衛官には乗組手当を、自衛隊の使用する航空機に乗り組んで政令で定める職務を行うことを命ぜられていて自衛官(以下次項において「乗員」という。)には航空手当を支給する。

2 乗組手当及び航空手当は、前項の自衛官が乗り組まなかつた日又は乗員として勤務しなかつた日については、それぞれ政令で定めるところにより特に乗り組んだものとみなされる日又は乗員として勤務したものとはみなされる日を除き、支給しない。

3 乗組手当及び航空手当の額は、第一項の自衛官の受ける俸給の百分の二十五以内において政令で定める。

第十七条第一項中「保安庁の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた警備官又は保安官」を「自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいて自衛官」に、「これらの者が乗り組む船舶」を「その者が乗り組む自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の航海手当の額は、政令で定める。

第十七条第三項中「警備官又は保安官」を「自衛官」に改める。
第十八条第一項中「一等保安士補以下の保安官又は一等警備士補以下の警備官を」を「自衛隊法第五十五条」に改める。

第十八条の二第一項中「非常勤の者」を「予備自衛官及び非常勤の者」に改め、「保安大学の」を削り、同条第二項中「保安官及び警備官」を「自衛官(統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。)」に、「乗組手当」を「乗組手当、航空手当」に、「保安大学学校」を「防衛大学学校」に、「保安庁長官」を「防衛庁長官」に改める。
第十九条中「乗船手当」を「乗組手当、航空手当」に改める。

第二十一条中「保安官、警備官及び保安大学校の学生」を「自衛官、訓練招集に就いていて予備自衛官及び学生」に改め、「国は、」の下に「政令で定めるところにより、」を加える。
第二十三条第二項中「官房長等」を「議長、参事官等」に、「保安官及び警備官」を「自衛官」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。
(予備自衛官手当等)

第二十四条の二 予備自衛官には予備自衛官手当を支給する。
前項の予備自衛官手当の月額額は、千円とする。

3 予備自衛官手当は、予備自衛官となつた日の属する月から、予備自衛官以外の者となり、又は死亡した日の属する月まで支給する。

4 予備自衛官が左の各号の一に該当する場合には、前三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予備自衛官手当を支給しないことができる。
一 自己の責に帰すべき事由に因つて退職させられた場合
二 政令で定める特別の事由がないにもかかわらず退職した場合

三 正当の事由に因らないで訓練招集に応じなかつた場合
四 訓練招集に応じた予備自衛官には、訓練招集に応じた期間一日につき、政令で定める額の訓練招集手当を支給する。

5 前五項に規定するものの外、予備自衛官手当及び訓練招集手当の支給について必要な事項は、政令で定める。

第二十五条第一項中「保安大学校」を削る。

第二十七条第一項中「保安庁長官」を「防衛庁長官」に、「保安庁」を「防衛庁」に改め、同条第二項本文中「次長及び官房長等」を「次

長、議長及び参事官等」に、「保安官及び警備官」を「自衛官」に、「乗船手当」を「乗組手当、航空手当」に、「二等保安士補以下の保安官又は一等警備士補以下の警備官」を「陸曹等」に改める。
第二十八条第一項を次のように改める。

自衛隊法第三十六条の規定により任用期間を定めて任用されている陸士長以下の自衛官(以下「任用期間の定のある職員」という。)がその任用期間を満了した日に退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額に、左の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日数を乗じて得た額を支給する。

一 任用期間が二年である者 百二十日
二 任用期間が三年である者 百八十日

第二十八条第二項中「前項の表の上欄に掲げる職員が同項に規定する期間」を「任用期間の定のある職員がその任用期間」に改め、同条但書中「退職手当の額が」の下に「その退職又は死亡の日におけるその者の俸給日額の百二十日分(前項二号に掲げる者にあつては、百八十日分)に相当する額をこえるとき、又は」を加え、同条第三項中「警査長以下の警備官として採用された者」にあつてはその採用された日から、保安庁法附則第九項の規定により警査長以下の警備官となつた者にあつては昭和

二十七年八月一日を「自衛隊法第三十六条第二項に規定する陸曹候補者の指定を受けている者」にあつてはその指定を受けた日から、海士長、一等海士、二等海士若しくは三等海士又は空士長、一等空士、二等空士若しくは三等空士たる自衛官として任用された者にあつてはその任用の日」に改め、同条第四項中「保査長等」を「任用期間の定のある職員」に、「保安庁法第三十三条第二項」を「自衛隊法第三十六条第五項」に、「同法同条第三十三条第二項」を「保安庁法第三十三条第二項」に改め、同条第五項中「保安庁法第三十三条第二項」を「自衛隊法第三十六條第五項」に、「保査長等」を「任用期間の定のある職員」に改め、「又は死亡した場合」は、「若しくは死亡した場合又はその延長された期間が経過する前に第二項各号に掲げる場合の一に該当するに至つた場合には、」に改め、同項に但書として次のように加える。

但し、その者の退職手当の額が第二項第一号に掲げる場合にあつてはその者の死亡当時の俸給日額の七十二日分、第二号に掲げる場合にあつてはその者の退職当時の俸給日額の三十六日分に相当する額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。

第二十八条第六項を削り、同条第七項中「警査長等から警察士補に、保査長等から保安士補に、警察士補から三等警察士以上の警察

二十七年八月一日を「自衛隊法第三十六条第二項に規定する陸曹候補者の指定を受けている者」にあつてはその指定を受けた日から、海士長、一等海士、二等海士若しくは三等海士又は空士長、一等空士、二等空士若しくは三等空士たる自衛官として任用された者にあつてはその任用の日」に改め、同条第四項中「保査長等」を「任用期間の定のある職員」に、「保安庁法第三十三条第二項」を「自衛隊法第三十六条第五項」に、「同法同条第三十三条第二項」を「保安庁法第三十三条第二項」に改め、同条第五項中「保安庁法第三十三条第二項」を「自衛隊法第三十六條第五項」に、「保査長等」を「任用期間の定のある職員」に改め、「又は死亡した場合」は、「若しくは死亡した場合又はその延長された期間が経過する前に第二項各号に掲げる場合の一に該当するに至つた場合には、」に改め、同項に但書として次のように加える。

しくは職務の級又は号俸は、それぞれ改正前の保安庁職員給与法（以下「改正前の給与法」という。）の規定によりその者が属している級の級若しくは職務の級又はその者が受けている号俸に対応する級若しくは職務の級又は号俸とする。この場合において、その者が従前等けていた俸給月額又は俸給日額が新たにその者が属することとなつた級若しくは職務の級又は階級における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合においては、それぞれその額をもつてその者の俸給月額又は俸給日額とする。

15 附則第四項の規定により陸士長、一等陸士若しくは二等陸士又は一等陸曹、二等陸曹若しくは三等陸曹となつた者で、左の各号の一に該当するものに對する退職手当の支給については、なお従前の例による。

一 昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間においてその任用期間が経過し、一等警察士補、二等警察士補又は三等警察士補である警察予備隊の警察官（以下「警察士補」という。）として引き統いて任用された者

二 旧法附則第十五項及び旧法附則第十六項の規定により昭和二十七年十二月においてその任用期間が経過し、一等保安士補、二等保安士補又は三等保安士補である保安庁の保安官（以下「保安士補」という。）として引き統いて任用された者

三 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間において警査長以下の警察予備隊の警察官として任用された者

四 保査長以下の保安庁の保安官（以下「保査長等」という。）として任用された者

16 改正後の防衛庁職員給与法（以下「改正後の給与法」という。）第二十八條第三項の規定は、附則第四項の規定により海士長、一等海士、二等海士又は三等海士となつた自衛官で、左の各号に掲げるものがそれぞれ当該各号に定める日から起算して二年の期間が経過する前において、公務上死亡し、又は公務上の傷い疾病に因りその職に堪えないで退職した場合について準用する。

17 この法律の公布の日から施行の日の前日までの間に退職する保査長等又は保安士補で保査長等から昇任した者に対しては、改正前の給与法第二十八條第一項及び第七項並びに国家公務員等退職手当暫定措置法の規定にかかわらず、その退職の日における俸給日額にその保査長等（警査長以下の警察予備隊の警察官を含む。）としての勤続期間一月につき五日の割合で計算した日数と保安士補（警察士補を含む。）としての勤続期間一月につき二・五日の割合で計算した日数との合計日数を乗じて得た額を支給する。この場合における勤続期間は、月によつて計算するものとし、保査長等から保安士補に昇任した日の属する月は、昇任前の階級に属するものとする。

18 前三項の規定及び改正前の給与法第二十八條の規定に基いて支給された退職手当の額の計算の基礎となつた在職期間は、国家公務員等退職手当暫定措置法第七條の勤続期間の計算については、その期間から除算する。

19 隊員に係る公務上の災害に対する改正前の給与法第二十七條の規定（船員法第一條に規定する船員である隊員にあつては、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七號）の規定）による補償又はこれに相当する給与若しくは給付で、この法律の施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお、従前の例による。但し、これらの法律の規定に基いて国が支給する隊員に係る公務上の災害に対する補償又はこれに相当する給与若しくは給付の支給について異議のある者は、長官に対して、審査を請求することができる。

20 改正後の給与法第二十七條第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一號）第二十四條から第二十七條までの規定は、前項の場合について準用する。

21 恩給法（大正十二年法律第四十八號）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第二号中「保安庁次長」を「防衛庁次長」に改め、同条同項第六号から第八号までを次のように改める。

六 海上保安官

七 自衛官

八 削除

第二十三條第五号から第七号までを次のように改める。

五 海上保安士タル海上保安官

六 一等陸曹、一等海曹若ハ一等空曹、二等陸曹、二等海曹若ハ二等空曹、三等陸曹、三等海曹若ハ三等空曹、陸士長、海士長若ハ空士長、一等陸士、一等海士若ハ一等空士、二等陸士、二等海士若ハ二等空士又ハ三等陸士、三等海士若ハ三等空士タル自衛官

第四十四條第三項中「第二十三條第六号及第七号」を「第二十三條第七号及第二十三條第六号」に改める。

第五十九條但書中「第二十條第二項第七号若ハ第八号又ハ第二十三條第六号若ハ第七号」を「第二十三條第七号（統合幕僚會議ノ議長タル自衛官ヲ除ク）又ハ第二十三條第六号」に改める。

第五十九條ノ第三号中「保安

庁ノ職員（海上公安局ノ職員ヲ除ク）を「防衛庁ノ職員」に、「保安庁職員給与法」を「防衛庁職員給与法」に改める。

22 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九號）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 防衛庁に属する職員

總理府

第九十四條第一項に次の一号を加える。

三 防衛大学校の学生

23 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百號）の一部を次のように改正する。

第四條中「保安官及び警備官」を

24 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第五号中「保安庁職員給与法」を「防衛庁職員給与法」に改める。

25 この法律の施行前に給与事由の生じた恩給については、改正後の恩給法第二十八條第二項第二号及び第六号から第八号まで、第二十三條第五号から第七号まで並びに第五十九條ノ第三号の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

26 この附則に定めるものの外、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一

方面隊及び管

別表第二

地方隊の名称

名

稱

所

在

地

地方隊の名称

横須賀地方隊

舞鶴地方隊

大湊地方隊

佐世保地方隊

横須賀地方隊

舞鶴地方隊

大湊地方隊

佐世保地方隊

横須賀市

舞鶴市

青森県下北郡大湊町

佐世保市

横須賀市

舞鶴市

青森県下北郡大湊町

佐世保市

雄外二百三十九名

第一部 内閣委員会會議録第九号

恩給不均衡是正に關する請願
請願者 長崎市愛宕町四〇一
伊吹元五郎

日受理
恩給不均衡是正に関する請願
請願者 山形市香澄町字桜小路

第一七八八号 昭和二十九年三月六日受理
戦犯者の恩給に關する請願

請願者 長崎市愛宕町四〇一
伊吹元五郎
紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第一七五三号と同じである。

第一八〇七号 昭和二十九年三月八日受理

恩給法中一部改正に関する請願

請願者 大分市大字大分七五

安部朗外四千五百五十一名

紹介議員 松原 一彦君

この請願の趣旨は、第一七五三号と同じである。

第一七六二号 昭和二十九年三月五日受理

人権擁護局の格下げ反対に関する請願

請願者 鹿児島市山下町人権擁護委員連合会内 榎純

則

紹介議員 佐多 忠隆君

人権擁護委員制度が創設されて以来ここに五年有余、その仕事は漸く緒にのつた程度で内容を充実し、拡張し、改善して一國事務の発展を計るべき今日、法務省人権擁護局を部課に格下げすることは時代の要請に逆行するものであるから、これが存置を計られたいとの請願。

第一八二六号 昭和二十九年三月十日受理

人権擁護局の格下げ反対に関する請願

請願者 岡山市弓之町一二三

安井源吾

紹介議員 江田 三郎君

この請願の趣旨は、第一七六二号と同じである。

第一八〇六号 昭和二十九年三月八日受理

農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 新潟県岩船郡平村大字

平林 木村捷策外六千八百二十七名

紹介議員 清澤 俊英君

今次の行政機構改革に伴い農林統計調査機構が縮小されんとしているが、農民のため適切な行政を行うことが現下急を要する問題であるから、真に公正な農林行政の基礎資料の作成に当る農林統計調査機構の拡充強化を図られたいとの請願。

第一八五八号 昭和二十九年三月十一日受理

奄美大島公務員の身分等に関する請願

請願者 鹿児島県大島郡名瀬市

古田町四班 宮山清外

二名

紹介議員 田畑 金光君

奄美大島公務員の身分、恩給等に関しては、昭和二十八年法律第五十六号によつて、昭和二十一年一月二十八日の現職者のみが規定され、外地や本土から引き揚げてきて職を奉じた職員および同日以後南西諸島行政官庁より発令された職員の身分は保証されていない。しかも分離後の退職者の恩給についても同日の俸給を基準として、既に恩給を受けている者の仮定俸給を適用しているため、本土同僚に比し半額程度であるから、奄美大島全公務員の切なる願望をいれてこれらの不均衡を是正せられたいとの請願。

第五〇四号 昭和二十九年三月九日受理

人権擁護局の格下げ反対に関する陳情

陳情者 岐阜市西野町七ノ三二

上井源次外六名

政府は、今回行政機構の改革に際し、法務省人権擁護局の格下げを企図しているが、このことは国民の民主主義精神の拠点である基本的人権を軽視するものであり、また民心の動搖ならびに思想の退縮をきたすものであるから、人権擁護局を従来通り存置せられたいとの陳情。